



いのち支える糸満市自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない糸満市の実現を目指して～

(令和 6 年度から令和 1 0 年度)

令和 6 年 10 月

沖縄県糸満市

はじめに

全国の自殺者数は、平成 10 年には昭和 53 年の統計開始以来初めて 3 万人を超え、その後も横ばいの状態が続き、平成 18 年には自殺対策基本法が制定されました。平成 10 年以降 14 年間 3 万人を超える状態が続いていましたが、平成 24 年から令和 4 年にかけて 11 年連続で減少が続き、3 万人を下回っています。このように、自殺は減少傾向にあるものの、10～39 歳の各年代の死因順位の第 1 位は自殺となっており、その対策が求められています。

沖縄県の自殺対策に関しては、自殺対策基本法及び平成 19 年 6 月に策定された自殺対策の指針である自殺総合対策大綱を受け、保健、医療、福祉、教育、労働等、関連施策との連携の下、「生き心地のよい社会の実現」を目指した自殺対策を推進することを目的に、平成 20 年 3 月に「沖縄県自殺総合対策行動計画」を策定し各種対策の取り組みを開始しています。その後、平成 28 年 4 月には自殺対策基本法の改正、平成 29 年には「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を基本理念に掲げた自殺総合対策大綱の見直しを受け、平成 31 年 3 月に「第 2 次沖縄県自殺総合対策行動計画」を策定しています。更なる自殺対策強化を図るべく、令和 4 年 10 月に策定された新たな自殺総合対策大綱の内容を踏まえ、令和 6 年 3 月に「第 2 次沖縄県自殺総合対策行動計画」の中間見直しが行われました。

糸満市におきましても、こうした動きを背景に、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支え、かつ促進するための環境の整備充実を図るため、このたび令和 6 年度から 5 年間の計画期間とする、「いのち支える糸満市自殺対策計画」を策定しました。

自殺総合対策大綱の基本理念「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指して、市の課題である「高齢者」「生活困窮者」「無職者・失業者」の自殺対策を中心とした施策の積極的な推進に取り組んでまいりますので、市民の皆様や自殺対策に取り組む様々な団体の、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして貴重なご意見、ご指導をいただきました皆様に対しまして、厚くお礼を申し上げます。

令和 6 年 10 月

糸満市長 とうめしんえい
 當 銘 真 栄

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景	1
2 計画策定の目的	2
3 計画の位置づけ	2
4 計画の期間	3
5 計画の数値目標	3

第2章 糸満市における自殺の特徴

1 全国、沖縄との比較	4
2 糸満市の自殺の現状	5
(1) 男女別の自殺者数の推移及び構成比	5
(2) 「性別・年代別」の特徴	6
(3) 「原因・動機」について	7
3 糸満市における自殺の特徴	9
(1) 地域の自殺の概要	9
(2) 地域の自殺の特徴	10

第3章 これまでの取組

1 ゲートキーパー養成講座	11
2 こころの健康相談	11

第4章 計画の基本的な考え方

I. 基本理念	13
II. 基本方針	13
1 生きることの包括的な支援として推進	13
2 関連機関との有機的な連携の強化	13
3 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動	14
4 実践と啓発を両論として推進	14
5 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進	14
6 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮	14
III. 施策体系	15

第5章 いのち支える自殺対策における取組

I. 基本施策	16
1 地域におけるネットワーク強化	16
2 自殺対策を支える人材育成	17
3 住民への啓発と周知	18

4	自殺未遂者等への支援の充実	18
5	自死遺族等への支援の充実	19
6	児童生徒の SOS の出し方に関する教育	19
Ⅱ.	重点施策	20
1	高齢者の自殺対策の推進	20
2	生活困窮者への自殺対策の推進	22
3	無職者・失業者の自殺対策の推進	23
	【評価指標一覧】	25
Ⅲ.	生きる支援関連施策	26
1	事業一覧表	26

第 6 章 推進体制

1	庁内における推進体制	53
2	地域及び関係機関や団体との連携	53
3	計画の点検・評価	53
4	今後展望	53

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

全国の自殺者数は、平成10年には昭和53年の統計開始以来初めて3万人を超え、その後も14年間3万人を超える状態が続いていました。こうした背景の中、平成18年には自殺対策基本法が制定され、翌年の平成19年に自殺総合対策大綱が策定されました。それ以降「個人の問題」と認識されがちであった自殺は、広く「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者数の年次推移は減少傾向となったものの、現在でも2万人を超える水準となっています。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺は、個人の自由な意志や選択の結果ではなく、「その多くが追い込まれた末の死である」ということができます。(図1)

糸満市の自殺者の原因・動機でも、「健康問題」「勤務問題」「家庭問題」など様々な原因が複数挙げられていることもあり、個人では解決できない大きな問題となってしまうことで、自殺に追い込まれた人がいることが推測されます。

こうした中、平成28年4月には基本法が改正され、法第13条において、すべての市町村が地域自殺対策計画を策定することが示されました。そのため、本市としても「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して」、「いのち支える糸満市自殺対策計画」を策定しました。

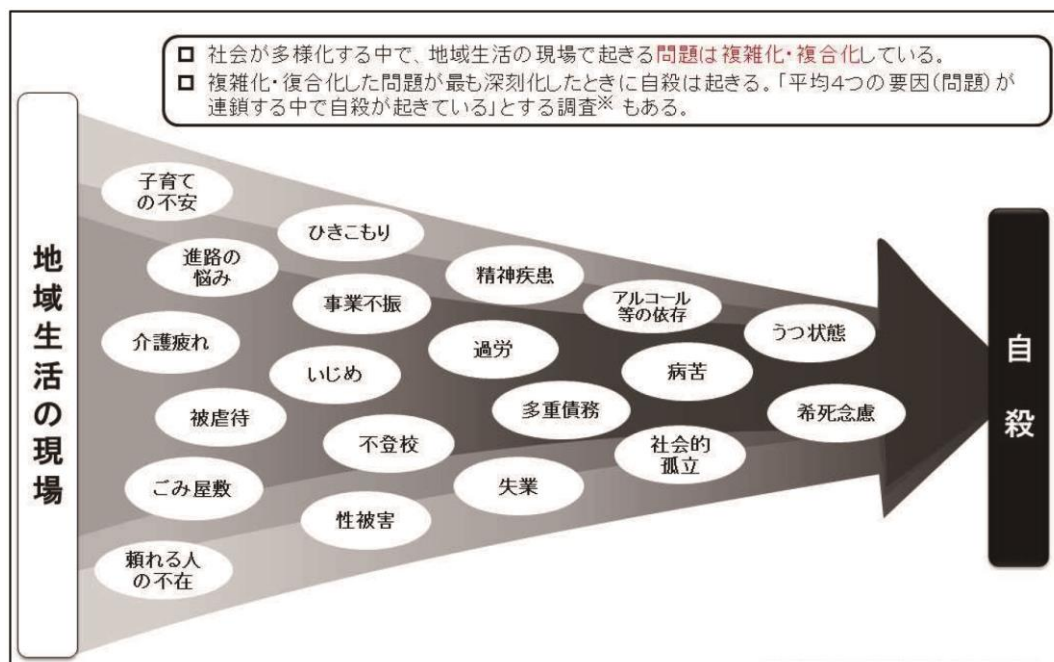


図1 自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）出典：自殺実態白書 2013（ライフリンク）

2 計画策定の目的

自殺はその多くが追い込まれた末の死であることや、自殺対策の本質が生きていることの支援であることを改めて認識し、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きがいや希望をもって暮らすことができるよう、自殺対策の目的と基本方針及び基本施策等を示した「いのち支える糸満市自殺対策計画」を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指します。

3 計画の位置づけ

本計画は、平成 28 年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第 13 条第 2 項の規定にもとづき「地域自殺対策計画」として策定するものです。

子どもたちの笑顔があふれ、若い世代が将来に希望を持ち、高齢者が元気に生きがいを持って暮らしていけるよう、市民とともにまちづくりを進めていくための指針「第 5 次糸満市総合計画」、「第 2 次健康いとまん 21」、「第 3 次糸満市地域福祉計画」等の保健・福祉の分野別計画との整合性を図り、本市における自殺対策の総合的な計画としての目標、施策などを示しています。

		2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	
国	自殺総合対策大綱	第3次見直し				第4次見直し					おおむね5年ごとに見直し						
	自殺総合対策行動計画	第2次															
市	総合計画				基本計画					後期基本計画							
	自殺対策計画								糸満市自殺対策計画								
	健康増進計画	第2次					第3次健康増進計画・第2次食育推進計画 (～2036年)										
	食育推進計画	第1次															
	地域福祉計画	第2次				第3次											

4 計画の期間

国の自殺総合対策大綱がおおむね 5 年を目途に見直すこととされていることを踏まえ、本計画の期間は、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間とします。なお、本計画は「自殺対策基本法」または「自殺総合対策大綱」が改正された場合、必要に応じて見直しを行います。

5 計画の数値目標

自殺総合対策大綱において、国は令和 8 年までに人口 10 万人あたりの自殺死亡者数（以下「自殺死亡率」という。）を平成 27 年の 18.5 人から先進諸国同様水準の 13.0 人以下まで、30%以上減少させることを目標として定めています。

本市においては、令和 4 年現在の自殺死亡率を基準値とし、目標年度である令和 10 年までに、30%以上減少させることを目指します。

なお、具体的な数値目標を下記に示します。（表 1）

表 1 計画の数値目標

項 目	現状値 令和 4 年度	目標値 令和 10 年度
人口 10 万人あたりの自殺死亡者数 (自殺死亡率) ※1	16.0 人	11.2 人

※1 自殺死亡率・・・自殺死亡者÷人口×100,000

(出典)地域自殺対策プロファイル 2023 より引用。目標値は現状値の 30%減少のため、

(現状値-(現状値×0.3))で計算(小数点第二位切り捨て)

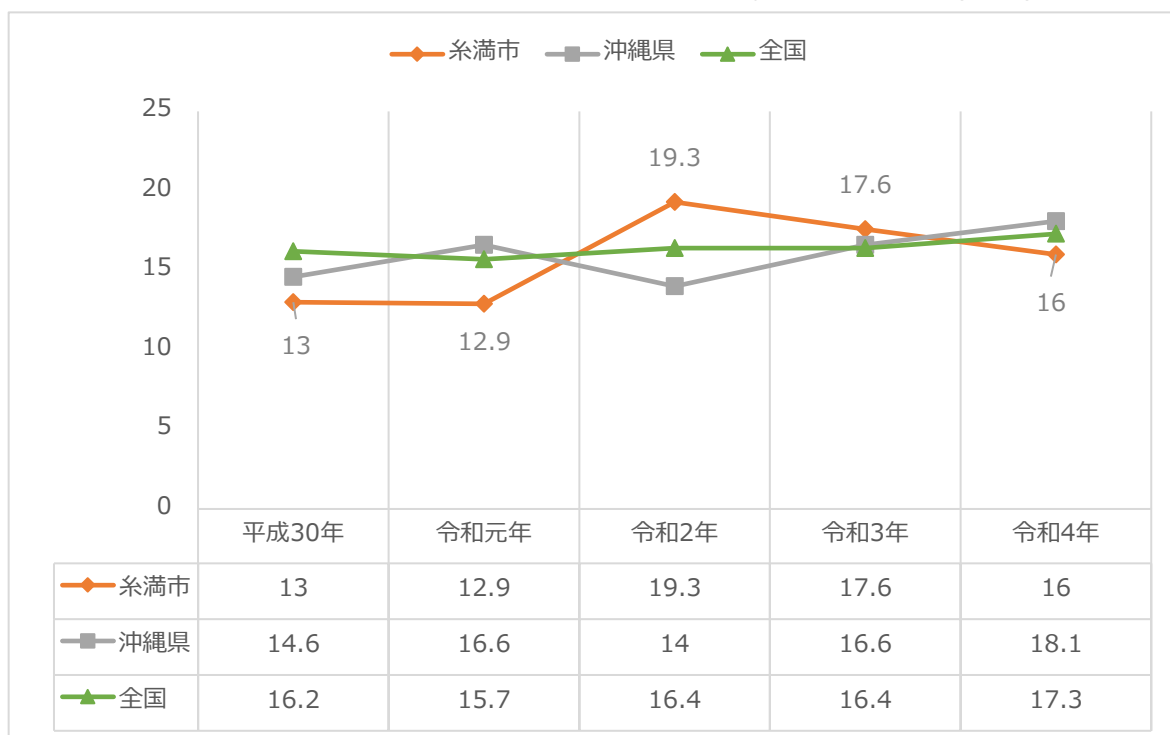
**最終的な目標は、「誰も自殺に追い込まれることのない社会
(自殺者 0 人) の実現」です。**

第2章 糸満市における自殺の特徴

1 全国、沖縄県との比較

平成30年から令和4年の自殺死亡率の推移について、国及び沖縄県の自殺死亡率は微増傾向でしたが、本市における自殺死亡率は令和2年に19.3人と一度増加に転じ、全国及び沖縄県より高くなったのち、令和3年に17.6人、令和4年16人と減少し続け、現在は国及び沖縄県より低い傾向となっています。

表2 人口10万人当たりの自殺死亡率の推移（糸満市、沖縄県、全国の比較）（人）



（出典）自殺の統計：地域における自殺の基礎資料（内閣府及び厚生労働省）

2 糸満市の自殺の現状

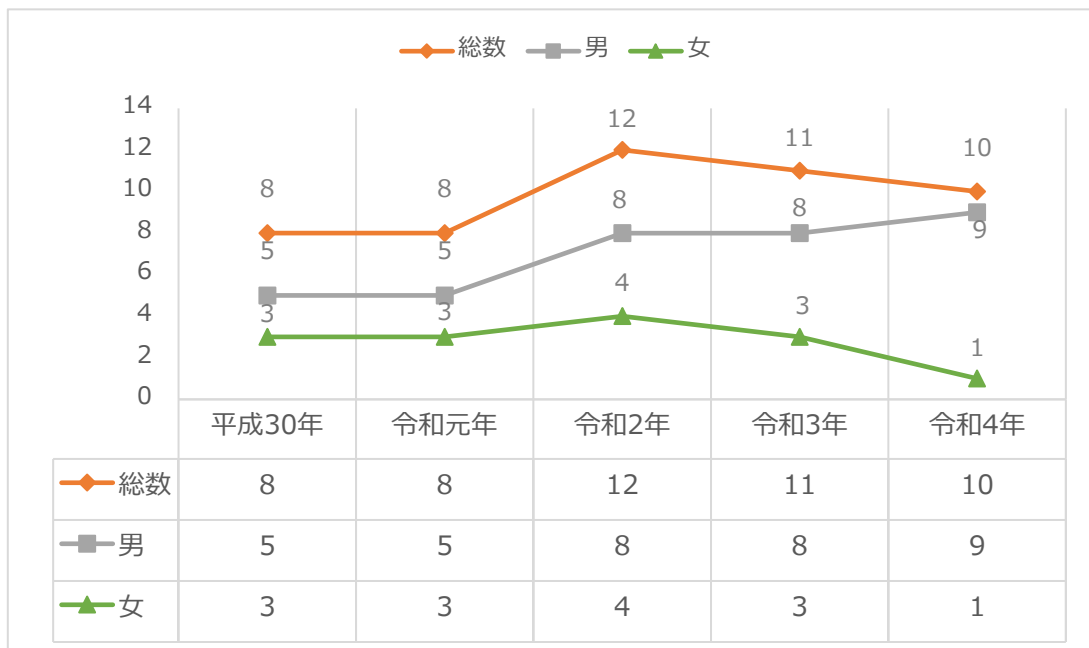
(1) 男女別の自殺者数の推移及び構成比

平成 30 年から令和 4 年の全ての年において、男性の自殺者数が女性の自殺者数を上回っており、総数で 49 人、男性 35 人、女性 14 人となっています。

(表 3)

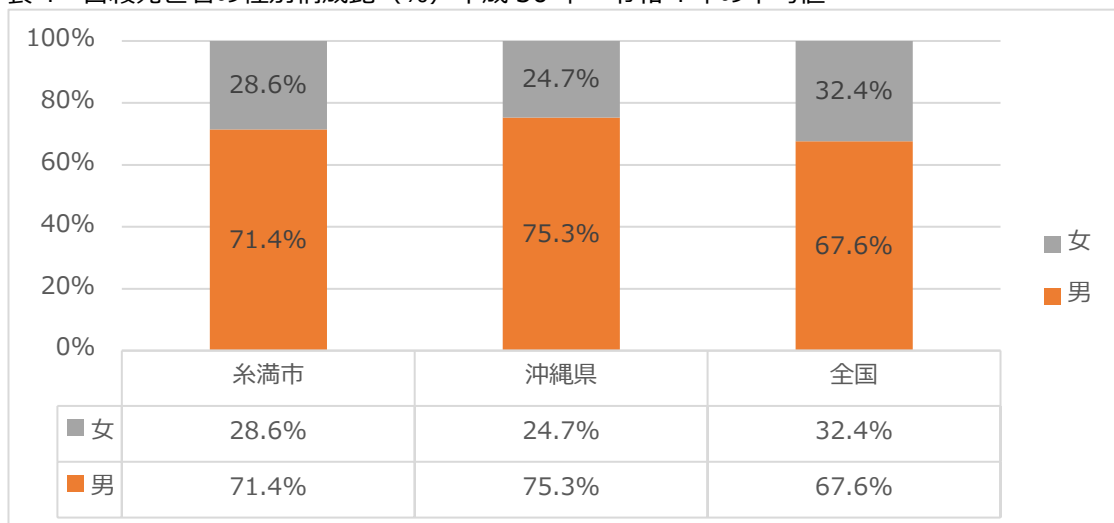
自殺死亡者の性別構成割合は男性 71.4%、女性 28.6%で、男性が高い傾向にあります。全国の性別構成割合(男性 67.6%、女性 32.4%)と比較しても、糸満市における男性の割合は高くなっています。(表 4)

表 3 糸満市の男女別自殺者数の推移 (人)



(出典)自殺の統計：地域における自殺の基礎資料（内閣府及び厚生労働省）

表 4 自殺死亡者の性別構成比 (%) 平成 30 年～令和 4 年の平均値



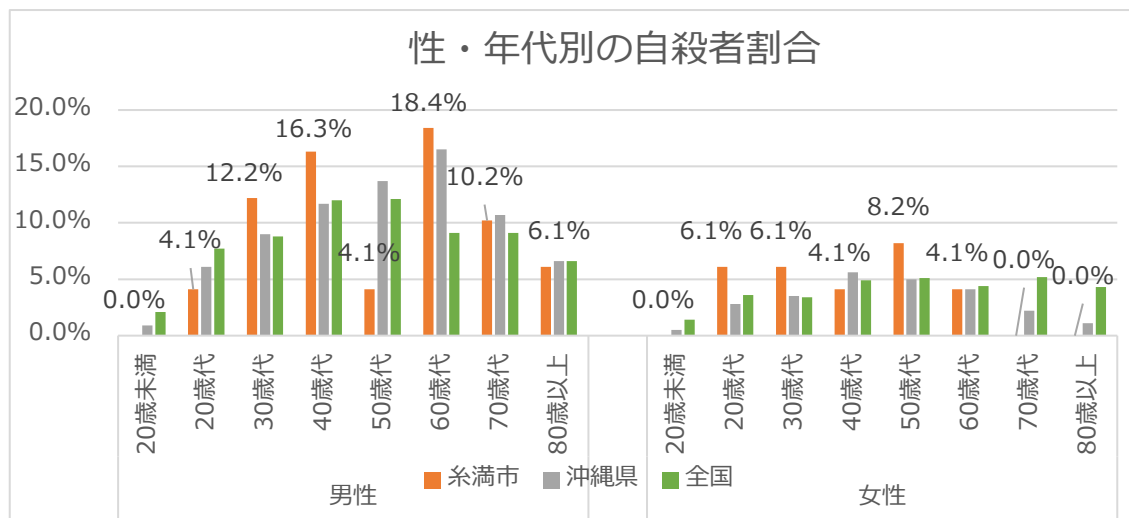
(出典)自殺の統計：地域における自殺の基礎資料（内閣府及び厚生労働省）

(2)「性別・年代別」の特徴

平成 30 年から令和 4 年において、年代別の自殺死亡者割合を見ると、60 歳代男性が 18.4%と最も多く、次いで 40 歳代男性の 16.3%となっています。

女性は 50 歳代が 8.2%と最も多く、次いで 20 歳代 30 歳代の 6.1%となっています。また 20 歳代、50 歳代では男性より女性が高い傾向にあります。(表 5)

表 5 糸満市の「性別・年代別」自殺者割合 平成 30 年～令和 4 年平均



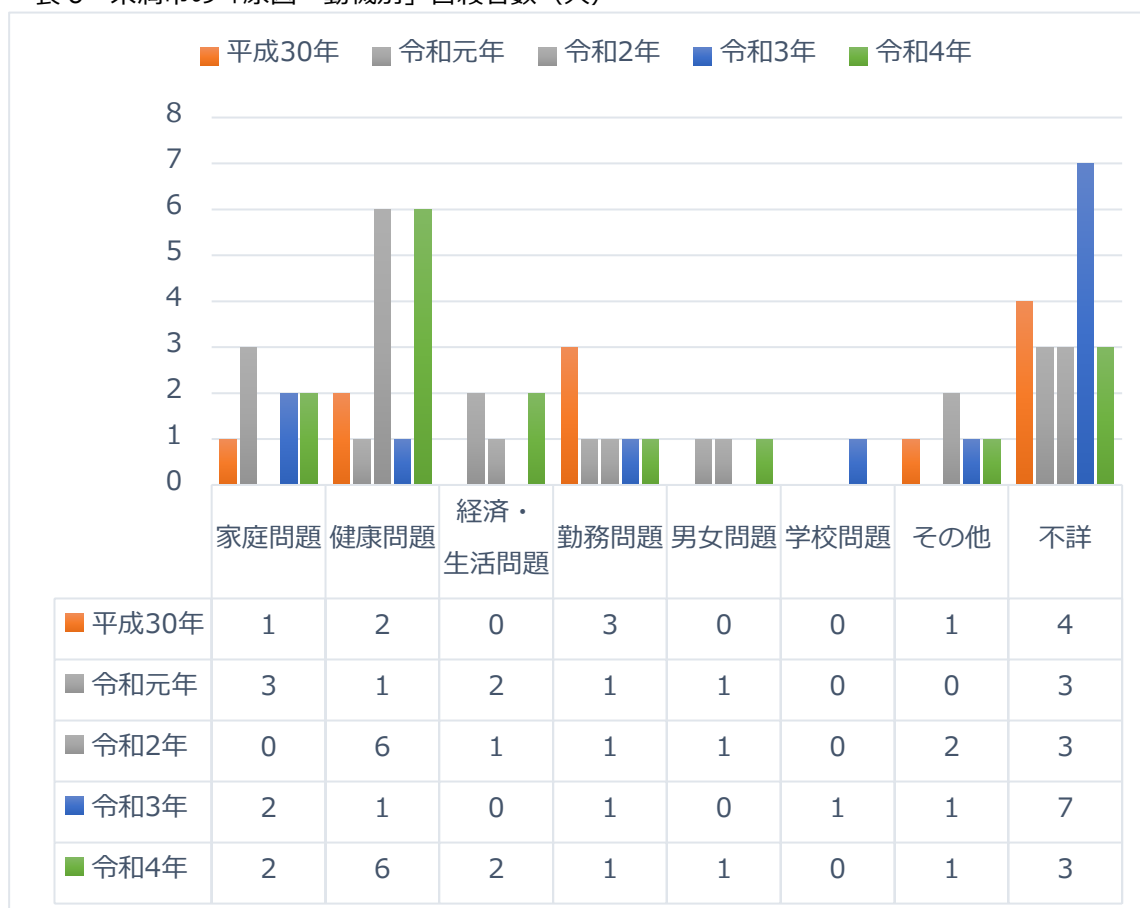
(出典)自殺の統計：地域における自殺の基礎資料（内閣府及び厚生労働省）

(3)「原因・動機」について

自殺に至る原因・動機は様々であり、また単独の原因ではなく複数の原因によることも多いため、一律の原因・動機を特定することは困難です。ただし、国においては、遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機について全国集計を行なっています。この資料によると、一番多いのが「健康問題」で次に多いのが「経済・生活問題」となっています。本市においても、「健康問題」が多く同様の傾向を示しています。(表 6)

また、自殺の原因・動機は単純ではなく、多くの場合自殺に至るプロセスにおいて、複数の要因が絡んでいると言われています。(図 2)

表 6 糸満市の「原因・動機別」自殺者数（人）



(出典)自殺の統計：地域における自殺の基礎資料（内閣府及び厚生労働省）

* 自殺の原因・動機別に係る集計については、遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上していたが、令和4年からは、家族等の証言から考える場合も含め、自殺者1人につき4つまで計上可能としている。そのため、原因・動機特定者の原因・動機別の和と原因・動機特定者数とは一致しない。

【参考】自殺の危機経路(自殺に至るプロセス)

下記の図はNPO法人自殺対策支援センターライフリンクが行った自殺の実態調査からみえてきた「自殺の危機経路(自殺に至るプロセス)」です。まるの大きさは要因の発生頻度を表し、矢印の太さは、要因と要因の連鎖の因果関係の強さを表しています。

この調査から、自殺は平均すると4つの要因が複合的に連鎖して起きていると言われています。

それぞれの要因が複雑に絡み合い、自殺に追い込まれた人は最終的に自殺へ傾いていきます。

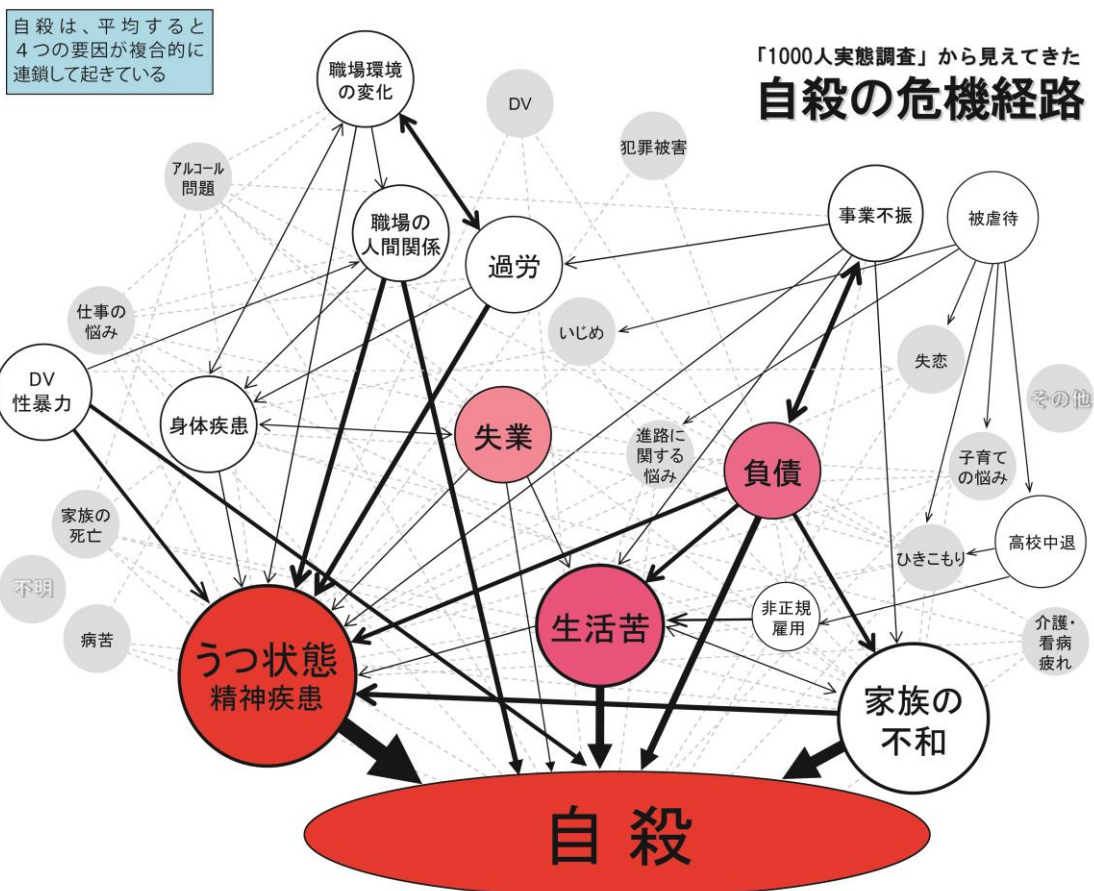


図2 自殺の危機経路(自殺に至るプロセス)

出典：自殺実態白書 2013（ライフリンク）

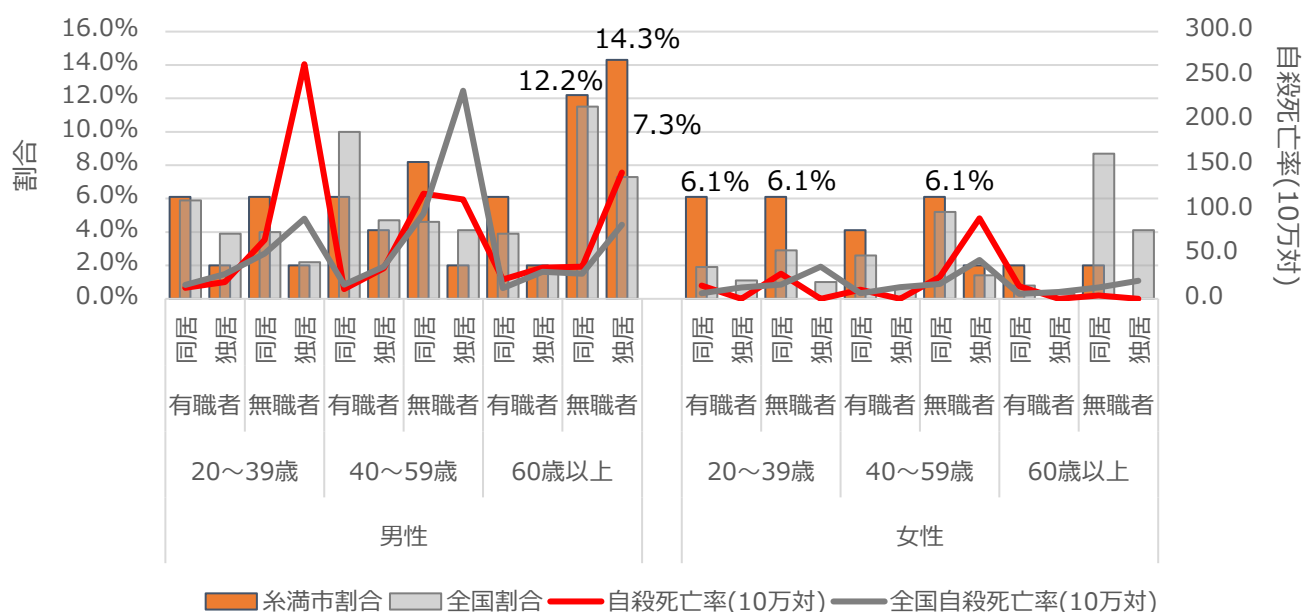
3 糸満市における自殺の特徴

地方自治体が自殺に関する地域の分析及び特性を把握するため、自殺総合対策推進センターが毎年地域ごとに自殺の実態を分析した「地域自殺実態プロファイル」を作成し、提供しています。糸満市では、「地域自殺実態プロファイル 2023【沖縄県糸満市】」を参考に平成 30 年から令和 4 年の糸満市の実態を分析しました。

(1) 地域の自殺の概要

本市では、「男性 60 歳以上の無職者(独居)」の割合が 14.3%で最も高く、次いで「男性 60 歳以上の無職者(同居)」が 12.2%となっています。最も高い「60 歳以上の無職者(独居)」の割合は全国(7.3%)に比べても 2 倍近い数値になっています。女性では「20～39 歳の有職者(同居)」「20～39 歳の無職者(同居)」「40～59 歳の無職者(同居)」の割合が 6.1%と最も高くなっています。(表 7)

表 7 糸満市の「性別×年代別×仕事の有無×同居の有無」の概要



(出典)地域自殺実態プロファイル 2023(沖縄県糸満市)

(2) 地域の自殺の特徴

本市において、平成 30 年から令和 4 年の自殺者数の 5 年合計は 49 人（男性 30 人、女性 19 人）です。

自殺総合対策推進センターによる、自殺に関する地域分析及び地域特性（地域の課題）の把握のための「地域自殺実態プロファイル」では、以下のように糸満市の特徴が示されています。（表 8）なお、この結果を後述する本市の自殺対策の重点施策に反映しています。

表 8 糸満市の自殺の特徴

上位 5 区分	自殺者数 5 年計	割合	自殺死亡率* (10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1 位:男性 60 歳以上無職独居	7	14.3%	141.7	失業（退職）＋死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
2 位: 男性 60 歳以上無職同居	6	12.2%	36.1	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患→自殺
3 位: 男性 40～59 歳無職同居	4	8.2%	117.9	失業→生活苦→借金苦＋家族間の不和→うつ状態→自殺
4 位:男性 20～39 歳無職同居	3	6.1%	66.3	①【30 代その他無職】ひきこもり＋家族間の不和→孤立→自殺／②【20 代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
5 位:女性 20～39 歳無職同居	3	6.1%	28.1	DV 等→離婚→生活苦＋子育ての悩み→うつ状態→自殺

（出典）地域自殺実態プロファイル 2023（沖縄県糸満市）

*自殺死亡率の母数（人口）は令和 2 年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計。

**「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書 2013（ライフリンク）を参考。

第3章 これまでの取組

1 ゲートキーパー養成講座

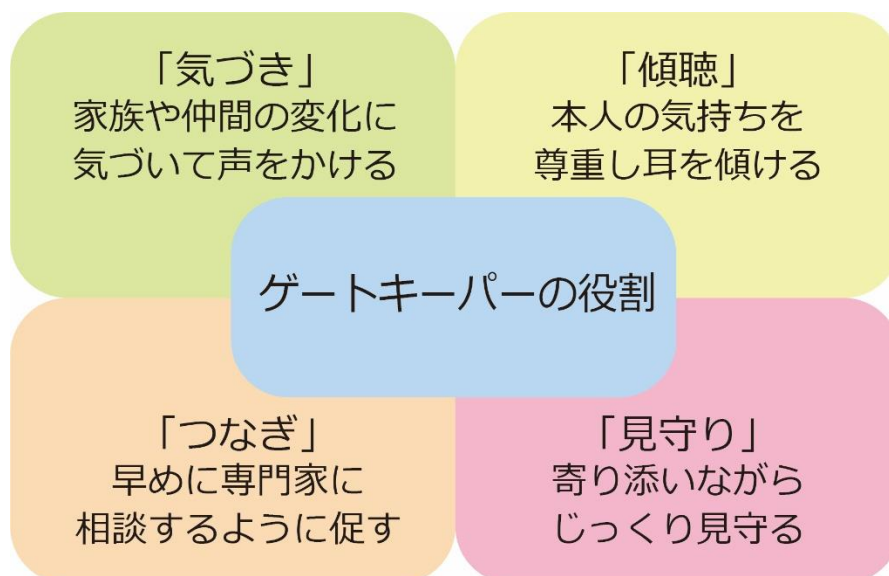
ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば【命の門番】と表現されることもあります。自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤独・孤立」を防ぎ、支援することが重要です。1人でも多くの方に、ゲートキーパーとしての意識を持っていただき、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることから進んで行動を起こしていくことが自殺対策につながります。（図3）

本市では、平成26年度からゲートキーパー養成講座を開催し、市民・自治会長・民生委員・児童委員等の方々が受講し、平成30年度までに181人の方が受講しています。（表9）

表9 ゲートキーパー養成講座修了者人数

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合 計
38	43	35	46	19	181

図3 ゲートキーパーの役割



2 こころの健康相談

糸満市では、気持ちが落ち込んでいる・眠れない・対人関係がうまくいかない・お酒の問題等様々な悩みや困難を抱える方やその家族等が身近なところで相談・支援が受けられるよう「こころの健康相談」を実施しています。本事業では、精神保

健福祉士が相談者の気持ちに寄り添いながら話をうかがい、相談内容の整理、医療機関やその他の関連支援機関等につなげるなどの支援をおこなっています。相談日が決まっているため、予約から実施までの期間が開くことや、都合が合わないことなど課題もあります。平成 30 年度から令和 5 年度の相談実績をみると、男性よりも女性の相談が多く、内訳としては家族からの相談が多い状況です。(表 10、表 11)

表 10 こころの健康相談実績（延べ人数）人

年度	男	女	総数
平成 30 年度	3	12	15
令和元年度	1	8	9
令和 2 年度	1	4	5
令和 3 年度	2	6	7
令和 4 年度	2	7	9
令和 5 年度	2	4	6
合 計	10	41	51

※本人と家族一緒にの来所は両方にカウント。

表 11 こころの健康相談実績・内訳（延べ人数）人

年度	本人	家族	社協 ケースワーカー	他課	その他	総数
平成 30 年度	7	7	0	0	1	15
令和元年度	4	5	0	0	0	9
令和 2 年度	2	3	0	0	0	5
令和 3 年度	6	1	0	0	0	7
令和 4 年度	5	4	0	0	0	9
令和 5 年度	1	5	0	0	0	6
合 計	25	25	0	0	1	51

本市では、平成 25 年に策定した第 2 次健康いとまんにおいて、心身の健康増進に向けた取り組みを推進してきましたが、自殺はその多くが追い込まれた末の死であること、自殺の背景や原因となる様々な社会的要因への支援が必要であるため、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として全庁体制で推進します。

第4章 計画の基本的な考え方

I. 基本理念

自殺総合対策大綱では「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」としています。本市においても同様に「誰も自殺に追い込まれることのない糸満市の実現」を基本理念とし、全庁的な取り組み、関係機関・部署等と連携を図りながら自殺対策を推進します。

II. 基本方針

令和4年10月に閣議決定された自殺総合対策大綱を踏まえて、糸満市においても、以下の6つを「自殺対策の基本方針」とします。

1 生きることの包括的な支援として推進

個人や地域において、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回った時に、自殺リスクが高まるとされています。そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加え、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通して自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の取組のみならず、地域において「生きる支援」に関連するあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進していきます。

2 関連施策との有機的な連携の強化

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、関係者や組織等が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る孤独・孤立、生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり等、関連の分野においても同様の連携や取組が展開されています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる関係者が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有します。

とりわけ、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などとの連携を推進していきます。

3 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれのレベルにおいて、総合的に推進することが重要です。

また、時系列的な対応の段階としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」という、3つの段階が挙げられ、それぞれの段階において施策を講じていきます。

4 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は未だ十分に理解されにくいのが実情です。そのため、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行います。

全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づくとともに、そうしたサインに気づいたら、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、メンタルヘルスへの理解促進も含め、広報活動、教育活動等に取り組みます。

また、自殺に対する誤った認識や偏見によって、遺族等が悩みや苦しさを打ち明けづらい状況が作られるだけでなく、支援者等による遺族等への支援の妨げになっていることから、自殺に対する偏見を払拭し正しい理解を促進する啓発活動に取り組んでいきます。

5 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、関係団体、民間団体、企業、住民等が連携・協働し、市を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。

そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化したうえで、相互の連携・協働の仕組みを構築します。

6 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

国、地方公共団体、民間団体等の自殺対策に関わる者は、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、不当に侵害するこ

とのないよう、認識し自殺対策に取り組む必要があります。しかし、社会にはいまだ自殺に対する差別や偏見があり、平穏な生活を送ることができない現状もあります。

糸満市では、こういった現状も踏まえ、市民一人ひとりが自殺や自殺に陥った人達への誤った認識や偏見を払拭できるよう正しい知識を周知し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けて取り組んでいきます。

Ⅲ．施策体系

基本理念：誰も自殺に追い込まれることのない糸満市の実現

基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進	2. 関連施策との有機的な連携の強化
3. 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動	4. 実践と啓発を両輪として推進
5. 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進	6. 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

基本施策

地域における
ネットワーク強化

自死遺族等へ
の支援の充実

自殺対策を支える
人材の育成

住民への
啓発と周知

自殺未遂者等への
支援の充実

児童生徒の SOS の
出し方に関する教育

重点施策

高齢者の
自殺対策

生活困窮者の
自殺対策

無職者・失業者の
自殺対策

生きる支援関連施策

糸満市で実施している事業のうち、「生きる支援」に関連する施策（125 事業）
※第 5 章参照

第5章 いのち支える自殺対策における取組

I. 基本施策

基本施策とは、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組、すなわち「地域におけるネットワークの強化」「自殺対策を支える人材の育成」「住民への啓発と周知」「自殺未遂者等への支援の充実」「自死遺族等への支援の充実」「児童生徒のSOSを見逃さない」です。

これらの施策それぞれを強力に、かつこれらを連動させて総合的に推進することで、本市における自殺対策の基盤を強化します。

- 1 「地域におけるネットワークの強化」
- 2 「自殺対策を支える人材の育成」
- 3 「住民への啓発と周知」
- 4 「自殺未遂者等への支援の充実」
- 5 「自死遺族等への支援の充実」
- 6 「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」

1 地域におけるネットワーク強化

本市の自殺対策を推進する上で最も基礎となる取組が、地域におけるネットワークの強化です。これには、自殺対策に特化したネットワークの強化だけでなく、地域の実情に沿った自殺対策を保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の連携の下、切れ目のない支援体制を構築することが必要です。

内容	主管課
(1) 健康づくり推進協議会等を活用し、関係機関で情報を共有し、連携の強化を図ります。	健康推進課
(2) 重層的支援体制整備事業を活用し、本市の自殺対策を庁内関係部局で情報を共有し、総合的かつ効果的に自殺対策を推進します。	社会福祉課 健康推進課
(3) 個別事例の支援を通じた、関係機関との実務者レベルの連携を図り、自殺リスクのある方への支援のネットワーク構築に努めます。	健康推進課 介護長寿課 こども未来課 障害福祉課 社会福祉課

内容	主管課
(4) 妊娠届出時の面接から出産後の養育まで、切れ目のない支援体制の構築を図るため、こども家庭センターにおける産後ケア事業、乳児家庭全戸訪問事業等による妊産婦の心身の健康状態(産後の抑うつ症状等)の把握、養育上支援を必要とする家庭の早期フォロー等により、医療機関や地域保健が連動した妊産婦の支援ネットワークづくりを推進します。併せて、育児不安等に悩む若年妊産婦等に対する支援を行います。	健康推進課 こども未来課

2 自殺対策を支える人材育成

地域のネットワークは、それを支える優れた人材がいてこそ機能します。そのため自殺対策を支える人材の育成を、本市の自殺対策を推進する上で基礎となる取組として推進していきます。身近な地域で支え手となる市民を増やし、様々な分野の専門家や関係者に自殺対策の視点を持ってもらうための研修等を行います。

内容	主管課
(1) 市民や職員等を対象としたゲートキーパー養成講座やメンタルヘルスに関する講演会などにおいて、困難な悩みを抱える方への早期の気づきができるように取り組みます。	健康推進課 人事課
(2) 人材の育成及び全庁的な連携を図るため、職員の視点を養うための研修を実施します。	人事課 健康推進課
(3) 相談窓口だけでなく、徴収業務等の行政手続きで、市民に接する機会が多い課は、職員が気づき役として、自殺対策の支えとしての人材育成を行います。	介護長寿課 社会福祉課 市民生活環境課 税務課 国民健康保険課 水道総務課 建設課 市民課
(4) 児童生徒に接する教職員を対象に、SOS の出し方教育及び児童生徒の SOS への大人の対応等について学ぶ機会を設け、教職員の適切な対応を支援します。	学校教育課

3 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、それに対する理解を深めることも含めて、自殺の問題は一部の人や地域だけの問題ではなく、誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて、市民の理解の促進を図る必要があります。

市民一人ひとりが自殺や自殺に陥った人達への誤った認識や偏見を払拭し、命や暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であることを認識してもらうよう啓発していきます。また、自殺に関連した相談窓口についても広く住民へ啓発していきます。

内容	主管課
(1) 9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせて市役所ロビー等におけるパネル展の開催、リーフレットの配布など、自殺対策及び生きる支援につながる周知と啓発に取り組みます。	健康推進課
(2) 市のホームページ、広報等に、「こころの健康相談」、「市民相談」、「法律相談」に関する情報等を記載し、住民への啓発、周知を行います。	健康推進課 市民生活環境課
(3) 助けを求めることにためらいを感じる人がいることを念頭に、周囲にいる家族や友人、会社の同僚など異変に気付いた人が気軽に相談できるよう、窓口の周知啓発に努めます。	健康推進課 市民生活環境課 介護長寿課
(4) 相談しづらいDVや虐待の相談のパンフレットを設置し、相談窓口の普及を行います。	こども未来課 政策推進課

4 自殺未遂者等への支援の充実

自殺者の多くに自殺未遂歴があるなど、自殺未遂は自殺のハイリスク群と考えられており、自殺の再企図を防ぐための支援が必要です。自殺未遂者の多くが、精神的健康問題、借金・経済問題、家庭、勤務問題等様々な問題を複合的に抱えており、適切な支援が確実に提供される体制を整備することが必要です。

内容	主管課
(1) 保健所や医療機関その他の関係機関と連携を図り、切れ目のない包括的な支援に努めます。	健康推進課
(2) 身近な福祉の相談者である民生委員・児童委員が、さまざまな課題を抱えた対象者を発見し必要な支援につなぐことができるよう民生委員・児童委員の活動支援を行います。	社会福祉課 健康推進課
(3) 「こころの健康相談」、「市民相談」、「法律相談」、「高齢者の総合相談」等、相談支援体制の充実に努めます。	健康推進課 市民生活環境 介護長寿課

5 自死遺族等への支援の充実

自殺は、遺族に怒りや自責の念、罪悪感、混乱や拒絶など様々な感情や思いを抱かせます。また、自殺は家族や友人だけではなく、地域社会、学校や職場にも大きな影響を与えます。しかし、社会にはいまだ自殺に対する偏見があり、自死遺族等にとっては悩みや困難、苦しさを相談する相手も限られ、心理的にも身体的にも辛い状況となることが報告されています。

本市では、自死遺族等への支援として、当人がおかれた状況を理解し、適切な支援が行われるよう体制を整備していきます。

内容	主管課
(1) 遺族の心の相談の実施や自死遺族の会等の情報提供を行います。	健康推進課
(2) 医療機関や学校その他の関係機関と連携を図り、切れ目のない包括的な支援に努めます。	健康推進課 学校教育課 こども未来課 市民生活環境課

6 児童生徒の SOS の出し方に関する教育

若年層の死因に占める自殺の割合は高く、若年層の自殺対策が課題となっていることから、改正された自殺対策基本法にも「学校における SOS の出し方に関する教育の推進」が盛り込まれました。児童生徒が命の大切さを実感できるだけでなく、社会において直面する様々な困難・ストレスへの対処法を身に着けるための教育(SOS の出し方に関する教育)の実施に向けた環境づくりを進めます。

内容	主管課
(1) いのちの大切さについての教育を行えるよう、教職員の資質向上のための研修に取り組みます。また、SOS の出し方に関するチラシの配布等の取り組みを行います。	学校教育課
(2) 児童生徒が出した SOS に対して、親を含めた周囲の大人が気づく感度を高め、サポートできるよう啓発活動を行います。	学校教育課 教育総務課 生涯学習課 こども未来課
(3) プライバシーが守られる相談環境を整備し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの相談体制について、沖縄県と連携していきます。	学校教育課

Ⅱ．重点施策

本市においては、平成 30 年から令和 4 年の 5 年間で、49 名が自殺で亡くなっています。そのうち 60 歳以上の高齢者が 19 人（38.8%）、また無職者は 30 人（61.2%）を占めています。

「地域自殺実態プロファイル 2023」によると、「高齢者」「生活困窮者」「無職者・失業者」に関わる自殺に対する取り組みが喫緊の課題となっています。

これらを本市における重点施策として位置付け、それぞれの課題や対象者に関わる様々な施策を結集させて、全庁一体的な取組として対策を推進していきます。

- 1 「高齢者の自殺対策」
- 2 「生活困窮者の自殺対策」
- 3 「無職者・失業者の自殺対策」

1 高齢者の自殺対策の推進

高齢者は、死別や離別、病気や孤立等をきっかけに複数の問題を連鎖的に抱え込み、結果的に高齢者の自殺リスクは急速に高まることがあります。そのため、自殺リスクの高い高齢者の早期発見・早期支援が大きな課題となっています。また、今後団塊世代の高齢化がさらに進むことで、介護に関わる悩みや問題も一層増えていくことが考えられます。さらには、引きこもりが長期化する中で、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま社会から孤立してしまう「8050(ハチマルゴウマル)問題」のように、高齢者本人だけでなく、家族や世帯に絡んだ複合的な問題も増えつつあるのが現状です。

糸満市では、全国と比べ 60 歳以上男性の自殺死亡率が高くなっています。その中でも独居の世帯の割合が全国の 2 倍近い高い数値になっています。今後、高齢化の進展や、独居・高齢者のみの世帯の増加等により自殺のリスクが高まるおそれがあることから、重点施策の一つとしています。

高齢者の自殺を予防するために、高齢者の支援施策を引き続き推進し、相談窓口の周知、関係機関の連携の強化に努め、高齢者が生きがいを持って生活できるような地域づくりを目指します。

取組名	内容	主管課
(1) 高齢者の健康づくり・介護予防の推進	ア 特定健診、長寿健診やがん検診、健康相談を行うことにより疾病の予防、早期発見・治療につなげます。	国民健康保険課 健康推進課 介護長寿課
	イ 一般介護予防事業等の介護予防に取り組み高齢者の介護予防を行います。	介護長寿課
(2) 高齢者への相談支援	ア 高齢者本人や家族の生活、健康や介護等の様々な悩みに対して、関係機関等と連携して相談・支援に努めます。	介護長寿課
	イ 認知症の人やその家族等の不安や悩みについて、認知症地域支援推進員による相談支援を行います。	介護長寿課
	ウ 認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーター養成講座等の研修を行い、様々な高齢者の相談に対応できるよう努めます。	介護長寿課
(3) 高齢者の孤立の防止・生きがい活動の支援	ア 一人暮らし高齢者等に対する支援をする際に、高齢者の見守りや状況の把握に努め、問題の早期発見や必要な支援につなげます。	介護長寿課
	イ 緊急通報システムを利用している一人暮らしの高齢者(障害のある高齢者含む)の安否確認等を通して、問題の早期発見や必要な支援につなげます。	介護長寿課 障害福祉課
	ウ 民生委員・児童委員が地域の見守り活動を行う際、地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげられるよう民生委員・児童委員の活動支援を行います。	社会福祉課
	エ 障害のある高齢者等に対する障害福祉サービス(就労継続支援等)の適切な支給を行います。	障害福祉課

取組名	内容	主管課
	オ 高齢者の生きがいの充実と社会参加を促進するため、シルバー人材センター等と連携を図ります。	商工水産課
	カ 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進するために、老人クラブ連合会が行う高齢者の生きがいづくりやスポーツ活動の活性化等、会員数や活動状況に応じて補助金を助成し、老人クラブ連合会の活動支援を行います。	介護長寿課

2 生活困窮者の自殺対策の推進

生活困窮は「生きることの阻害要因」のひとつであり、自殺のリスクを高める要因になりかねません。生活困窮者の背景は様々で、多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて関係性の貧困があり、社会的に排除されやすい傾向にあります。

本市では、生活困窮の状態にある方が、自殺に至らないよう支援につなぐ取組と、関係機関が連携し、包括的な生きる支援を図っていきます。

取組名	内容	主管課
(1) 各課の連携の強化	ア 各種窓口の相談等から把握した経済的に厳しい状況に置かれた方からの生活問題について、必要に応じて関係機関と連携し支援を行います。	市民生活環境課 社会福祉課 介護長寿課 健康推進課 こども未来課
	イ 人材育成及び全庁的な連携を図るため、職員の視点を養うための研修を実施します。	人事課 健康推進課
	ウ 庁内における相談窓口や徴収業務等に限らず、職員全員が気づき役として、自殺対策の支えになるよう意識を持って業務に取り組みます。	全課
	エ 地域で生活困窮状態に陥ってリスクを抱えた人の存在に早めに気づき、相談につなげる体制構築（強化）のため、社会福祉協議会及び関係機関等との連携を図ります。	社会福祉課

取組名	内容	主管課
(2) 生活困窮者への支援の充実	ア 経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し学用品費、学校給食費、医療費など就学上必要な費用の一部を援助することで、経済的負担の軽減を図ります。	学校教育課
	イ 母子及び父子家庭等に対し、生活の安定と児童の福祉を増進することを目的に、児童扶養手当の支給や医療費の助成を行います。	こども未来課
	ウ 就労支援のために設置した相談窓口やハローワーク窓口、シルバー人材センター窓口を通して、就職を希望する生活困窮者等に対して支援を行います。	社会福祉課 商工水産課
	エ 生活保護受給者の最低限度の生活を保障し、生活保護受給者が将来的に心身ともに健康で自立できるよう努めます。	社会福祉課

3 無職者・失業者の自殺対策の推進

勤労世代の無職者の自殺率は同世代の有職者に比べ高いことが知られています。糸満市でも自殺における無職者の割合は 61.2%となっており、自殺における無職者の割合は高くなっています。無職者・失業者では、離職・長期間失業など就労や経済の問題を抱えている場合もあれば、経済問題以外の傷病、障害や人間関係の問題等を抱えている場合もあります。勤労世代の無職者・失業者は孤立しやすく、SOSを発信しづらい傾向にあるため、自殺リスクの高さを念頭に、多職種、他分野で連携した支援に努めます。

取組名	内容	主管課
(1) 各課の連携の強化	ア 各種窓口の相談等から把握した経済的に厳しい状況に置かれた方からの生活問題について、複数の問題を把握した場合、必要に応じて関係機関と連携し支援を行います。	社会福祉課 税務課 国民健康保険課 市民生活環境課 健康推進課 こども未来課 教育総務課 学校教育課 生涯学習課 水道総務課 建設課 商工水産課
(2) 無職者・失業者への支援の充実	ア 就職を希望する無職者・失業者に対して、必要な支援、または関係機関の紹介を行います。	社会福祉課 こども未来課 商工水産課
	イ 住宅に困窮する者に対して、低廉な家賃で賃貸することや家賃を補助することで、生活の安定と社会福祉の増進を行います。	まちづくり課 社会福祉課

【指標一覧】

番号	指標	現状 (令和 4 年度)	目標 (令和 10 年度)	関連する施策
1	人口 10 万人当たりの自殺者数（自殺死亡率）	16.0 人	11.2 人	
2	重層的支援連携会議の実施	—	実施	基本施策 1.地域におけるネットワーク強化
3	ゲートキーパー養成講座の開催	—	年 1 回以上	基本施策 2.自殺対策を支える人材育成
4	広報紙やパネル展などでの啓発活動	年 1 回	年 2 回以上	基本施策 3.住民への啓発と周知
5	こころの健康相談の相談人数	9 人	増加	基本施策 4.自殺未遂者等への支援の充実 5.自死遺族等への支援の充実
6	睡眠で休養が取れている者の増加	71.4%	増加	
7	SOS の出し方に関するチラシの配布	小学 4 年生以上に配布	全児童生徒に配布	基本施策 6.児童生徒の SOS の出し方に関する教育
8	(社会参加)週に 1 回以上は外出する後期高齢者の割合	85.5%	増加	重点施策 1. 高齢者の自殺対策の推進
9	生活困窮者自立相談機関くらしのサポートセンター「きづき」相談件数	190 件	増加	重点施策 2. 生活困窮者の自殺対策の推進 3. 無職者・失業者の自殺対策の推進

Ⅲ. 生きる支援関連施策

1 事業一覧表

糸満市で実施している全事業のうち、125 事業を「生きる支援」に関連する施策として抽出し、自殺対策の視点を盛り込み、自殺対策の生きることの包括的な支援として推進します。なお、生きる支援関連施策事業については一覧表に記載しています。また、担当部署の施策状況について P D C A を行います。

(事業一覧表の内容については、組織再編等がある場合には、その都度修正等を行います。)

No.	1. 担当部署	2. 事業名	3. 事業概要	4. 自殺対策の視点
1	健康推進課	自殺対策緊急強化事業	・日常生活における人間関係等の相談や、疑いを含む精神疾患、依存症等の対応方法などの相談を「こころの相談事業」として、精神保健福祉士が受けている。専門の職員が個人の相談を受ける。	○医療機関を受診することへのハードルの高さや、周囲への相談することのためらいがあるような相談を、役所で専門家が行うことで相談がしやすい環境の提供をしている。専門家がその対応方法やアドバイスをすることで、不安・負担感の軽減や抱え込まないようにすることで、生きるための支援につながる。
2	健康推進課	精神保健相談事業	・精神的に不安を抱える人の早期発見・早期治療・社会復帰促進のため、保健師による相談を実施する。	○精神障害を抱える方とその家族は、地域社会での生活に際して様々な困難を抱えており、自殺リスクの高い方も少なくない。
3	健康推進課	精神保健普及啓発事業	・普及啓発のため、パネル展開催をする。	○精神障害を抱える方の中には自殺リスクの高い方が少なくない。 ○講演会の中で自殺行動につき取り上げることができれば、自殺問題についての啓発の機会となり得る。
4	健康推進課 生涯学習課	まちづくり出前講座 (心の健康に関する出前講座の実施)	・住民からの要請により、職員が地域に出向いて行政に関する情報を分かりやすく伝える。 出前講座へのメニュー掲載依頼を行い、心の健康について、依頼のあった団体へ集団指導を行い、うつ病や心の健康についての普及啓発を図る。	○「ゲートキーパーの役割」や「地域自殺対策の取組」等を、関係課が出前講座のメニューに加えることで住民への啓発の機会となり得る。 ○出前講座の中で、自殺問題とその対応についても言及することにより、当該問題に関する住民の理解促進を図ることができる。

No.	1. 担当部署	2. 事業名	3. 事業概要	4. 自殺対策の視点
5	健康推進課	疾病予防特別対策事業	・指導、健診結果相談会の実施	○特定健診の受診者に、健康問題に関する生活環境の聞き取りを行い、要医療者、治療中コントロール不良者、治療中断者に対して、必要な場合には専門機関による支援につないだりするなど、支援への接点となり得る健康の保持増進の支援を行う。
6	健康推進課	健康診査事業	・40歳未満の被保険者で、健診を受診する機会のない方を対象に、健診を実施する。	○健康診断の機会を活かし、問題がある場合にはより詳細な聞き取りを行うことにより、専門機関による支援への接点になり得る。
7	健康推進課	重複多剤訪問支援事業	・重複多受診者を訪問指導することにより、被保険者の健康相談、適正受診の指導を行う。(作成した対象者リストに基づき、訪問指導)	○医療機関を頻回・重複受診する方の中には、地域で孤立状態であったり、日々の生活や心身の健康面等で不安や問題を抱え、自殺リスクが高い方もいると思われる。 ○訪問指導の際に状況の聞き取りと把握を行うことで、自殺のリスクが高い場合には他機関につなぐ等の対応を行うことができれば、自殺リスクの軽減にもつながり得る。
8	健康推進課	健康づくり推進協議会	・計画の推進 (健康づくり推進協議会の運営) ・計画の周知・広報 (健康増進月間(9月)で計画に基づく取組の周知・広報を行う。健康相談の席を設けることで来庁した市民が気軽に健康相談を受けられるようにする。) ・第三次健康いとまん21の推進 (毎年関係課に計画の進捗状況を確認しており、その結果を健康推進協議会で報告し、助言をもらう場を設けている。)	○計画の次期改訂の際には、計画の中で自殺対策につき言及することで、自殺対策との連動性を高めていくことができる。

No.	1. 担当部署	2. 事業名	3. 事業概要	4. 自殺対策の視点
9	健康推進課	妊婦健康診査事業	・ 親子健康手帳交付 ・ 妊産婦健康診査受診券の交付（多胎の場合、妊婦健康診受診の追加） ・ 妊婦全数面接（妊娠届時に保健師等の面接（相談やサービス紹介等）を実施し、その後の妊娠、出産、子育て期の切れ目ない支援を目指す。	○保健師を対象に、自殺のリスクや支援のポイント等に関する研修を実施することで、本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。 ○親子手帳を交付する保健師に研修を受けてもらい、DVや育児支援者不足など、産後うつ等に陥る可能性のある妊婦を把握し、妊娠期からの生きる支援を行うことが出来る。
10	健康推進課	こんにちは赤ちゃん事業	・ 「新生児訪問」「こんにちは赤ちゃん事業」出生した家庭を全数訪問し、産後利用できる施設や事業の情報提供・育児支援を行い、支援が必要な家庭を把握・支援を行う。 ・ 母子保健推進員定例会でのこんにちは赤ちゃん訪問や未受診者訪問の際の質問票の内容の確認や、観察のポイント(母子の状況の聞き取り方、質問票以外でも表情等から育児支援が必要そうな家庭の情報収集)等の説明を行う。また支援が必要とされる世帯を保健師につなぐまでの流れを確認する。 ・ 母子保健業務の研修の案内を行う。	○産後うつや育児によるストレス等は母親の自殺リスクを高める場合がある。 ○訪問や電話支援を行う保健師や助産師に対し研修を行い、乳幼児を抱えた母親の抱えがちな産後うつにつながりそうな兆候とリスクの対応につき理解してもらうことで、母親との面談時に異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげる等、生きる支援を行う。 ○母子保健推進員に訪問に関する研修や講習を行うことで、育児支援の必要な家庭を発見し、必要な支援につなぐ、または育児に関する情報(支援センター、ファミサポ、一時預かり等)の提供を行うことで、育児疲れ等の軽減、孤立を防止するための支援を行う。
11	健康推進課	産後ケア事業	・ こんにちは赤ちゃん事業で訪問した家庭に「産後ケア事業」の案内を行い、助産師による育児指導、育児負担の軽減が受けられるようにする。	○産後は育児への不安等から、うつのリスクを抱える危険がある。 ○出産直後の早期段階から専門家が関与し、必要な助言・指導等を提供することで、そうしたリスクの軽減を図るとともに、退院後も他の専門機関と連携して支援を継続することができれば、自殺リスクの軽減にもつながり得る。

No.	1. 担当部署	2. 事業名	3. 事業概要	4. 自殺対策の視点
12	健康推進課	乳児健康診査事業 1歳6か月健康診査事業 3歳児健康診査事業	・乳幼児健康診査 ・乳幼児健診(乳児健診、1.6健診、3歳児健診) で、身体計測や発達の確認を行うとともに、育児に関する保健・栄養相談を行う。乳幼児の心身の発達や両親の育児不安の確認を行い、必要な育児支援を提供する。	○子どもの発達に関して専門家が相談に応じることで、母親の育児負担や不安感の軽減に寄与し得る。
13	健康推進課	離乳食相談事業	・離乳食に関する講和、相談会を開催する。	○離乳食に関する相談会を通じて、その他の不安や問題等についても聞き取りができるのであれば、問題を早期に発見し対応するための機会となり得る。
14	(福祉に関すること) 社会福祉課 障害福祉課 介護長寿課 (健康に関すること) 健康推進課	総合相談事業	・住民の福祉や利便性向上のため、総合的な保健・福祉相談サービスの提供や案内等を行う。 ・住民の必要な支援を把握するため、初期段階から継続して相談支援を行い、ネットワークの構築に努める。	○相談対応を行う職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺のリスクを抱えた(抱え込みかねない)相談者がいた場合に、その職員が適切な機関につなぐ等、気づき役としての役割を担えるようになる可能性がある。 ○介護は当人や家族にとっての負担が少なくなく、時に自殺リスクにつながる場合もある。 ○介護にまつわる諸問題についての相談機会の提供を通じて、家族や当人が抱える様々な問題を察知し、支援につなげることは、自殺対策(生きることの包括的支援)にもつながる。 ○問題の種類を問わず総合的に相談を受けることで、困難な状況に陥った住民の情報を最初にキャッチできる窓口となり得る。 ○訪問等のアウトリーチ機能も有していることから、支援の途中で関わりが途切れる事態を防ぐことも可能で、取組自体が生きることの包括的支援(自殺対策)にもなっている。

No.	1. 担当部署	2. 事業名	3. 事業概要	4. 自殺対策の視点
15	健康推進課 社会福祉課 介護長寿課 こども未来課 保育こども園課	健康福祉祭り	・健康福祉まつりを開催し、健康の重要性及び定期健診などの必要性について住民の関心を喚起し問題認識を深める。 ・社会参加や健康・生きがいづくりを促進するとともに、家族・地域とのつながりを実感できるイベントを実施する。	○イベント内でテーマに関連させながら生きることの包括的支援（自殺対策）のパネル展示やリーフレット配布を行うことにより、住民への啓発の機会になり得る。
16	国民健康保険課 税務課	納税相談業務について	・自治体税の徴収及び収納事務を行う。 ・滞納者に対する納付勧奨・減免状況の把握	○相談を受けたり徴収を行う職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。 ○滞納をしている方は、経済的な困難を抱えている方も少なくない。 ○納付勧奨等の措置を講じる中で、当事者から状況の聞き取りを行い、必要に応じて様々な支援機関につなげる等、支援への接点となり得る。 ○(国保)医療機関を頻回・重複受診する方の中には、地域で孤立状態にあたり、日々の生活や心身の健康面等で不安や問題を抱え、自殺リスクが高い方もいると思われる。 ○(国保)訪問指導の際に状況の聞き取りと把握を行うことで、自殺のリスクが高い場合には他機関につなぐ等の対応を行うことができれば、自殺リスクの軽減にもつながり得る。
17	国民健康保険課 税務課	徴収業務について	・住民から納税に関する相談を受け付ける。	○納税の支払い等を期限までに行えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあたりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、関係課につなげられる体制を作っておく必要がある。

No.	1. 担当部署	2. 事業名	3. 事業概要	4. 自殺対策の視点
18	市民課	住基・戸籍ロック	・DV/ストーカー行為・虐待等の被害者等から申し出があれば、審査・認定をし、加害者等から不当な目的で住民票の写し等の交付請求があった場合に交付を拒否する（支援措置）	○申出を受ける際に、相談機関への案内を行っている。受付担当者にゲートキーパー講座を受講してもらい、窓口に来た申出者の変化に気づいた場合には、速やかに相談機関との連携が図れるような体制をとる。
19	市民生活環境課	法律・行政相談等推進事業	・毎月第1・2・4水曜日 無料法律相談の開設 ・毎月第1・2・3・4火曜日 行政相談の開設 ・毎月第3水曜日 司法書士相談の開設 ・合同相談会（年2回：春・秋） ・消費者相談機関の情報提供 ・交通事故に関する相談や助言、関係機関の紹介の実施	○各種相談を窓口や電話において、総合的に相談内容を聞き取り、各種相談機関を案内し、問題解決に向けた支援となり得る。交通事故の加害者・被害者ともに、事故後には様々な困難や問題に直面し、自殺リスクが高まる可能性がある。 ○(消費者相談)消費生活上の困難を抱える人々は、自殺リスクの高いグループでもある。 ○(消費者相談)消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応していくことで、包括的な問題の解決に向けた支援を展開し得る。 ○(交通事故)加害者・被害者の双方に相談の機会を案内することは、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。 ○(交通事故)交通事故の加害者・被害者ともに、事故後には様々な困難や問題に直面し、自殺リスクが高まる可能性がある。
20	市民生活環境課	人権擁護に関する相談について、法務局の人権相談を案内している。	・法務局より委嘱を受けている人権擁護委員が、人権擁護週間や人権の日、また、各学校等に講演会を行い、人権擁護の啓発活動を行っている。 - また、合同相談会（年2回：春・秋）においても、相談業務や啓発活動を行っている。	○人権相談や講演会等を行い、人権の大切さを周知する事により、自殺対策の未然防止につながる。

No.	1. 担当部署	2. 事業名	3. 事業概要	4. 自殺対策の視点
21	市民生活環境課	公害・環境関係の苦情相談	・住民から工場・その他事業場における事業活動に伴って発生する公害・環境に関する苦情や相談を受け付けるとともに、問題の早期解決を図る。	○公害や環境に関する住民からの苦情相談は、それらの問題を把握・対処する上での有益な情報源として活用できる可能性がある。
22	市民生活環境課	防犯対策事業	・「糸満市安全で住みよいまちづくりに関する条例」に基づき、住民みんなが安心して暮らすことのできる安全なまちづくりを総合的に推進するため「糸満市安全で住みよいまちづくり推進委員会」において、安心安全に係る各種施策などについて協議する。 ・セーフコミュニティ等の安心安全なまちづくりをより効果的に推進するために、引き続き「安心安全まちづくりアドバイザー」を設置する。 ・防犯協会支部（糸満・西崎・兼城・高嶺）に対し補助金を交付し、定期的な街頭指導・総合警戒の実施、通学路の合同安全点検等を行い、組織間の連携や情報の共有を図りながら、地域での安心安全なまちづくり活動を推進する。	○推進委員会で自殺実態に関する情報等も共有してもらい、気づきの重要性や取組等を知ってもらうことで、地域の関係者が自殺対策について理解を深める機会となり得る。 ○防犯協会の各支部や関係機関との連携及び情報共有を図る事により、児童生徒の自殺実態や特徴等の情報等を共有することで、子どもの自殺対策についての意識の醸成、取組推進へ向けた契機となり得る。
23	総務課	庁舎総合案内業務等委託事業	・総合案内において手続きなど、どこに相談すればいいか困っている来庁者及び問い合わせに対し、訪問窓口を案内する業務を行う。	○どこに相談したらよいか迷っている人が、どの窓口に行けばいいか尋ねてくることも少なくないと思われる。
24	総務課	情報公開及び個人情報保護事業	・糸満市情報センターの管理運営 ・情報公開、個人情報保護審査会の運営 ・行政不服審査会の運営 ・マイナンバー利用事務における監査事務	○市政情報センターにおいて、「生きることの包括的な支援」や相談機関等に関する資料、相談リーフレットを配架することにより、住民に対する啓発の機会となり得る。

No.	1. 担当部署	2. 事業名	3. 事業概要	4. 自殺対策の視点
25	人事課	職員の研修事業	・新採用フォローアップ研修 ・中堅職員研修	○職員研修（特に新採用と中堅職員）の1コマとして、自殺対策に関する講義を導入することで全庁的に自殺対策を推進するためのベースとなり得る。
26	人事課	職員の安全衛生に関する事務	・職員の心身健康の保持／健康相談／健診後の事後指導（職員相談室、職員共済組合）	○住民からの相談に応じる職員の、心身面の健康の維持増進を図ることで、自殺総合対策大綱にも記載されている「支援者への支援」となる可能性がある。
27	秘書防災課	首長定例記者会見	・首長自らが、行政施策の発表を行うことにより、新聞・テレビ等を通じて行政の情報がより効果的に報道されることが期待される。このことにより行政と住民との情報の共有化を促進し、住民とのパートナーシップに基づく行政運営に資することを目的としている。	○「いのち支える自殺対策」等に関する具体的な取組等がある場合は、記者会見の報告項目に盛り込むことで、住民に対し、施策の更なる周知と理解の促進を図れる。
28	秘書防災課	行政の情報提供・広聴に関する事務（広報等による情報発信）	・行政に関する情報・生活情報の掲載と充実 ・自治体のホームページ／LINE／フェイスブック／Instagramによる情報発信 ・新聞各社／テレビ／ラジオでの情報伝達 ・広報紙等の編集・発行	○住民が地域の情報を知る上で最も身近な情報媒体であり、自殺対策の啓発として、総合相談会や居場所活動等の各種事業・支援策等に関する情報を直接住民に提供する機会になり得る。とりわけ「自殺対策強化月間（3月）」や「自殺予防週間（9月）」には特集を組むなどするとより効果的な啓発が可能となる。
29	秘書防災課	暮らしの便利帳の発行	・行政のしくみや、役所における各種手続き方法、助成制度などの情報のほか、暮らしに役立つ生活情報を手軽に入手できるように暮らしの便利帳の発行に努める。	○ガイドブックの中に、様々な生きる支援に関する相談先の情報を掲載することで、住民に対して情報周知を図ることができる。

No.	1. 担当部署	2. 事業名	3. 事業概要	4. 自殺対策の視点
30	秘書防災課	防災対策	・ 防災対策を推進するため、国や都道府県をはじめとする関係機関と密接な連絡をとり、効果的に事業を行うとともに、災害に対する諸対策として地域防災計画の改訂を行うなど、総合的かつ計画的な防災対策を推進する。	○大規模災害時における被災者の心のケアを支援する事業の充実や、被災後における生活上の不安や悩みに対する相談や実務的な支援と専門的な心のケアとの連携強化等である。 ○地域防災計画において被災者のこころのケアの重要性や施策等につき言及することで、危機発生時における被災者のメンタルヘルス対策を推進し得る。
31	行政経営課	企画調整に関する事務 (人口推移に基づく総合戦略の策定)	・ 人口推移に基づく総合戦略の策定	○総合戦略の中で自殺対策について言及することができれば、総合的・全庁的に対策を進めやすくなる。 ○今後、戦略が改訂となる際には、自殺対策と連携できる部分を検討・相談し、連携のさらなる深化を図ることもできる。
32	政策推進課	男女共同参画計画推進事業	(1)第3次糸満市男女共同参画計画～いちまん VIVO プラン～の推進 (2)男女共同参画会議の実施 (3)男女共同参画に関する講演会等の実施 (4)男女共同参画啓発（パネル展示・チラシ作成） (5)DV防止に関する意識啓発と情報提供 ・ DVに関する講演会等の実施。相談機関の周知。 (6)パープルリボンキャンペーン ・ 「女性に対する暴力をなくす運動」期間中、パネル設置等を行う。	○講演会のテーマに即した連携が可能であれば、自殺対策（生きることの包括的支援）に関連する講演や、ブースの展示、資料の配布などを行うことで、住民への啓発の機会となり得る。 ○展示物や配布チラシの一部として、自殺対策（生きることの包括的支援）に関連したトピックも取り上げることで、住民への情報周知や啓発を図ることができる。 ○DV被害者は、一般的に自殺リスクの高い方が少なくない。 ○講演会等でDVと自殺リスクとの関連性や自殺対策について言及をすることで、理解や認識を深めてもらうことができる。
33	政策推進課	女性のつながりサポート事業	・ 困難を抱える女性の相談窓口、生理用品の配布	○様々な問題の相談に応じており、女性が何かしらの困難に直接した際の最初の相談窓口となっている。 ○関係機関の紹介、問題内容に応じた連携支援も担い、女性への生きることの包括的支援の窓口となり得る。

No.	1. 担当部署	2. 事業名	3. 事業概要	4. 自殺対策の視点
34	社会福祉課	地域福祉推進事業	・地域福祉計画において目指している、みんなが生き生きと暮らしていける地域社会の実現に向けて、計画に基づき、地域住民や民間団体の自主的な福祉活動を支援し、地域住民の多様な福祉ニーズに対応できるようにするため、住民と行政が協働し、 ①地域福祉圏域の地域福祉ネットワーク推進による地域福祉の推進体制 ②地区の特性を踏まえた住民の意見を地域福祉計画の推進に取り入れる仕組みを整える。 (1.地域福祉圏域を拠点としたネットワークの推進、2.地域福祉計画推進委員会運営、3.地域福祉計画地区福祉推進会議運営、4.小地域ネットワーク支援あい補助金、5.地域福祉計画策定(印刷・製本))	○地域包括ケアと自殺対策との連動は今後の重要課題ともなっており、地域福祉ネットワークや会議体はその連動を進める上での要となり得る。 ○地域の自殺実態や対策の情報、要支援者の安否情報の収集ならびに関係者間での情報等の共有を図ることで、両施策のスムーズな連動を図ることもできる。 ○地域福祉支援員や地域福祉館職員による相談活動や見守り活動は、地域において自殺リスクを抱えた対象者の早期発見と支援にもなり得る。
35	社会福祉課	生活困窮者自立支援事業 (自立相談支援事業)	・自立相談支援事業	○生活困窮に陥っている人と自殺のリスクを抱えた人とは、直面する課題や必要としている支援先等が重複している場合が多く、厚生労働省からの通知でも生活困窮者自立支援事業と自殺対策との連動が重要であると指摘されている。 ○そのため関連事業に関わるスタッフ向けの合同研修会を行ったり、共通の相談票を導入するといった取組を通じて、両事業の連動性を高めていくことが重要である。
36	社会福祉課	生活困窮者自立支援事業 (住居確保給付金)	・住居確保給付金	○住居は最も基本的な生活基盤であり、その喪失の恐れや不安は自殺リスクを高めることになりかねない。 ○住居問題を抱えている人は自殺のリスクが高まることが少なくないため、自殺のリスクが高い集団にアプローチする窓口、接点となり得る。

No.	1. 担当部署	2. 事業名	3. 事業概要	4. 自殺対策の視点
37	社会福祉課	生活困窮者自立支援事業 (一時生活支援事業)	・一時生活支援事業	○住居は生活の基盤であり、その喪失は自殺リスクを高めることになりかねない。 ○宿泊場所の提供や衣食の支給は、自殺リスクの高い集団への支援策として極めて重要と言える。
38	社会福祉課	生活困窮者自立支援事業 (就労準備支援事業)	・一般就労に向けた準備が整っていない者を対象に、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する。	○就労することに困難を抱えている人は、生活の問題やその他複合的な問題も抱え、自殺リスクが高まる場合もある。 ○必要に応じて、本事業における就労支援と自殺対策事業とを連動、連携させることにより、有効な自殺対策(生きることの包括的支援)にもなり得る。
39	社会福祉課	生活困窮者自立支援事業 (子どもの学習支援事業等)	・子どもの学習支援事業等	○子どもに対する学習支援を通じて、本人や家庭の抱える問題を察知できれば、当該家庭を支援につなげる等の対応が可能となり、支援につなぐ機会、接点となり得る。
40	社会福祉課	生活一時資金貸付事業	・住民の生活安定のため、差し迫って必要とする生活資金を、迅速かつ低利で貸し付けている。	○資金の貸与時に、本人と対面し聞き取り等を行う機会があれば、困難な状況に陥った背景や原因等を把握し、支援先につなげるなどの対応が可能となり得る。
41	社会福祉課	生活保護適正実施推進事業	・就労支援・医療ケア相談・資産調査	○生活保護利用者(受給者)は、利用(受給)していない人に比べて自殺のリスクが高いことが既存調査により明らかになっており、各種相談・支援の提供は、そうした人々にアプローチするための機会となり得る。
42	社会福祉課	生活保護措置事業	・生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭扶助	○扶助受給等の機会を通じて本人や家族の問題状況を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげられれば、自殺のリスクの高い集団へのアウトリーチ策として有効に機能し得る。

No.	1. 担当部署	2. 事業名	3. 事業概要	4. 自殺対策の視点
43	社会福祉課	中国残留邦人等支援給付金事業	・特定中国残留邦人等とその配偶者の方で、世帯の収入が一定の基準に満たない方を対象に、通訳派遣や日常生活上の困難に関する相談・助言を行う。	○言語的、文化的な障壁に加えて、収入面でも困難な状況にある場合、安定的な生活が送れず、自殺リスクが高まる可能性もある。 ○相談・助言を通じてその他の問題も把握・対応を進めることで、生活上の困難の軽減を図ることは、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。
44	社会福祉課 こども未来課	フードドライブ (予算不要のため、事業化していない)	・家庭や企業から寄贈された食品を生活困窮世帯に提供する。 (フードドライブ)	○貧困家庭への個別配布等の可能性がある場合、貧困世帯等ハイリスク層へのアウトリーチ策になり得る。
45	社会福祉課	民生委員・児童委員事務	・民生委員・児童委員による地域の相談・支援等の実施	○相談者の中で問題が明確化しておらずとも、同じ住民という立場から、気軽に相談できるという強みが民生・児童委員にはある。 ○地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の窓口として機能し得る。 ○ゲートキーパー研修を受講してもらい、いざというときのつなぎ先や初期対応等を知っておいてもらうことで、地域の自殺対策(生きる支援)に関わる人材を増やせる可能性がある。
46	社会福祉課	ボランティア推進事業	・ボランティアセンターに登録・活動を行う団体に対して補助金を交付し、ボランティア活動の振興を図る。	○ボランティアにゲートキーパー研修を受講してもらい、いざというときのつなぎ先や初期対応等を知っておいてもらうことで、地域の自殺対策(生きる支援)に関わる人材を増やせる可能性がある。
47	社会福祉課	保護司会補助金	・地域の保護司会の健全な運営を図るため、各保護司会に対し補助金を支給する。	○犯罪や非行に走る人の中には、日常生活上の問題や、家庭や学校の人間関係にトラブルを抱えており、自殺のリスクが高い方も少なくない。 ○保護司の方にゲートキーパー研修を行うことで、対象者が様々な問題を抱えている場合には、保護司が適切な支援先へとつなぐ等の対応を取れるようになる可能性がある。

No.	1. 担当部署	2. 事業名	3. 事業概要	4. 自殺対策の視点
48	障害福祉課	障がい者計画等策定・管理事務	・障がい者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画の進行管理を行うとともに、次期障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定を行う。	○計画の進行管理及び見直しにおいて自殺対策に係る他施策との連携の可能性を検討し、施策同士の連携による相乗効果が期待される。
49	障害福祉課	障害者差別解消推進事業事務	・障害を理由とする差別の解消を推進するため、障害者基幹相談支援センターに相談窓口を設置するほか、住民や民間事業者等に対し周知・啓発を行う。	○センターで相談対応にあたる職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、必要時には適切な機関へつなぐ等の対応について理解を深めてもらい、自殺リスクを抱えた人の把握、支援を拡充していくことができる。
50	障害福祉課	障害者基幹相談支援センター・委託相談支援事業所運営業務事業（地域生活支援事業）	・障害者等の福祉に関する様々な問題について障害者（児）及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行う。加えて、関係機関との連絡調整、その他障害者等の権利擁護のために必要な、相談支援の基幹となる相談支援センターを運営する。また、虐待防止センターの機能も持つ。	○センターで相談対応にあたる職員に、ゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺対策の視点についても理解してもらい、問題を抱えている場合には適切な窓口へつなぐ等、職員の相談対応の強化につながり得る。
51	障害福祉課	障害者相談員による相談業務（身体障害者相談員）	・行政より委託した障害者相談員による相談業務	○各種障害を抱えて地域で生活している方は、生活上の様々な困難に直面する中で、自殺のリスクが高まる場合もある。 ○相談員を対象にゲートキーパー研修を実施することで、そうした方々の状況を察知・把握する上での視点を身に付けてもらい、必要な場合には適切な支援先につなぐ等、相談員が気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。

No.	1. 担当部署	2. 事業名	3. 事業概要	4. 自殺対策の視点
52	障害福祉課 介護長寿課 こども未来課	権利擁護事業 ((障害)地域生活支援事業)	(介護)地域包括支援センター、民生委員等の関係機関で構成する高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を中心に、高齢者の虐待防止や早期発見に努め、高齢者や養護者への支援を行うとともに、関係機関の連携体制の強化を図る。また成年後見制度利用者の相談受付を行う。 (障害)成年後見人制度利用者の相談受託等や福祉サービス等の相談受付を行う。 (こども)未成年後見制度の相談受付を行う。	○(介護)ネットワーク運営委員会において高齢者の自殺実態や抱えこみがちな課題、虐待や介護と自殺との関係性等につき情報共有することで、高齢者向けの自殺対策について理解を深めてもらい、関係者による取組の推進を図ることができる。 ○(障害)判断能力に不安を抱える方の中には、精神疾患や知的障害等を有し、自殺のリスクが高い方も含まれる可能性がある。事業の中で当事者と接触する機会があれば、自殺のリスクが高い人の情報を把握し、支援につなぐための機会、接点となりうる。 ○(こども)問題を抱える家庭には、自殺のリスクが高くなる可能性がある。その視点を持ち、保護者だけでなく、そのこどもを含めて、支援を行い、関係者による取組の推進を図ることができる。
53	障害福祉課	障害者虐待防止対策支援事業	・ 障害者虐待に関する通報 ・ 相談窓口の設置	○虐待への対応を糸口に、当人や家族等、擁護者を支援していくことで、背後にある様々な問題をも察知し、適切な支援先へとつないでいく接点（生きることの包括的支援への接点）にもなり得る。
54	障害福祉課	障害者福祉サービス等給付事業（者）	・ 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援 ・ 相談支援	○介護は当人や家族にとって負担が大きく、最悪の場合、心中や殺人へとつながる危険もある。 ○相談支援の提供は、介護にまつわる問題を抱えて自殺のリスクが高い住民との接触機会として活用し得る。 ○相談を通じて当人や家族の負担軽減を図ることで、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。
55	障害福祉課	障害者福祉サービス費等給付事業（訓練等）	・ 自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型 B 型、共同生活援助等の訓練給付	○障害者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげる上での最初の窓口となり得るもので、そうした取組は自殺リスクの軽減にも寄与し得る。

No.	1. 担当部署	2. 事業名	3. 事業概要	4. 自殺対策の視点
56	障害福祉課	障害者福祉サービス費等給付事業（児）	・ 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援 ・ 障害児相談支援	○障害児を抱えた保護者への相談支援の提供は、保護者に過度な負担が掛かるのを防ぎ、結果として保護者の自殺リスクの軽減にも寄与し得る。
57	障害福祉課	日中一時支援事業（地域生活支援事業）	・ 障害者（児）を介護する者が、疾病等の理由により居宅における介護ができない場合に、一時的に施設に預け、必要な保護を行う。	○障害者（児）の状態把握を行うことで、虐待等の危険を早期に発見するための機会ともなり得る。それは自殺リスクへの早期対応にもつながりうる。 ○介護の負担を軽減するという意味で、支援者（介護者）への支援としても位置付け得る。
58	障害福祉課 介護長寿課	緊急通報システム事業	・ 通報システムを設置することで、在宅のひとり暮らしの重度身体障害者等(虚弱な高齢者で常時注意が必要な状態にある方(以下、高齢者))の生活の安全を確保するとともに、障害者(高齢者)の不安を解消する。	○通報システムの設置を通じて、独居の重度身障者(虚弱な高齢者で常時注意が必要な状態にある方)の連絡手段を確保し、状態把握に努めるとともに、必要時には他の機関につなぐ等の対応をするなど、支援への接点として活用し得る。
59	障害福祉課	地域自立支援協議会の開催	・ 医療・保健・福祉・教育及び就労等に関係する機関とのネットワーク構築	○医療や福祉等の各種支援機関の間に構築されたネットワークは、自殺対策（生きることの包括的支援）を展開する上での基盤ともなり得る。
60	障害福祉課	発達障害に関する会議の開催	・ 発達障害支援会議 ・ 発達障害庁内連絡調整会議	○関係者同士が障害を抱える方々の情報の把握・共有を積極的に進めることで、当事者への支援向上、生きることの包括的支援（自殺対策）の向上にも寄与し得る。 ○関係者同士の関係構築を進めることにより、包括的な支援体制の強化、生きることの包括的支援（自殺対策）の向上にも寄与し得る。
61	障害福祉課	特別障害者福祉手当・障害児福祉手当等	・ 精神又は身体に著しく重度の障害があり、日常生活で常時介護を必要とする障害者（児）等に対して福祉の向上を図るための手当支給	○手当の支給に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。

No.	1. 担当部署	2. 事業名	3. 事業概要	4. 自殺対策の視点
62	障害福祉課	障害福祉しおり配布事務	・ 障害者やその家族に対して、各種福祉制度の概要を紹介する「障害福祉しおり」を作成、配布し、障がい者関連情報を提供する	○ガイドブックの改訂時に、生きる支援に関連する相談窓口の一覧情報を入れ込むことで、住民に対する相談機関の周知の拡充を図ることができる。
63	障害福祉課	手話通訳者等派遣事業（地域生活支援事業）	・ 聴覚障害者・中途失聴者・難聴者が社会生活において意思疎通を図る上で、支障がある場合に手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの確保、社会参加及び緊急時の支援を行う。	○通訳者や奉仕員等の支援員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、対象者の抱える自殺リスクに早期に気づき、必要時には適切な機関へつなぐ等、支援員が気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
64	介護長寿課	在宅医療・介護連携推進事業	・ 地域で安心して暮らす上で必要な医療・介護を、切れ目なく受けられる体制の整備を目指し、医療機関や介護事業所等の関係機関を構成員とする協議会を開催し、在宅医療推進センター事業に関する協議、承認を行う。	○協議会での議題の一つとして、地域の自殺実態や自殺対策の内容等につき議論し、関係者の認識の共有や理解の促進を図ることで、自殺対策（生きることの包括的支援）を核にしつつ、様々な支援機関の連携促進や対象者への包括的なサービスの提供等につなげられる可能性がある。
65	介護長寿課	地域包括支援センター費	・ 誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を地域で一体的に提供する地域包括ケアシステムの拠点を設置する。	○地域包括ケアシステムの拠点は、地域包括ケアと自殺対策との連動を進める上での中心的役割を担う。 ○拠点における種々の活動を通じて、地域の問題を察知し支援へとつなげる体制を整備するだけでなく、地域住民同士の支え合いや助け合いの力の醸成にもつながり、それは自殺対策（生きることの包括的支援）にもなり得る。
66	介護長寿課	地域ケア会議	・ 地域ケア会議の開催	○地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、地域ケア会議等で共有することで、自殺対策のことも念頭において、高齢者向け施策を展開する関係者間での連携関係の強化や、地域資源の連動につなげていくことができる。

No.	1. 担当部署	2. 事業名	3. 事業概要	4. 自殺対策の視点
67	介護長寿課	老人クラブ連合会・単位老人クラブ補助金	・老人クラブ（地域在住の概ね 60 歳以上の住民が健康づくりや仲間づくりを目的に集まった団体）で構成する市老人クラブ連合会及び地域単位で組織されている単位老人クラブの活動費の補助	○講習会や研修会で自殺問題に関する講演ができれば、住民への問題啓発と研修機会となりうる。
68	介護長寿課	地域介護予防活動支援事業	・地域デイサービス、願寿館教室	○高齢者が地域で集える機会を設けることで、高齢者の状況を定期的に把握し、異変があれば必要な支援策や専門機関につなぐ等、支援への接点となり得る。
69	介護長寿課	地域デイサービス事業中央型いちまん男塾（男性健康運動教室）	・女性と比較して介護予防関連事業への参加率の低い高齢男性が参加しやすくするため、地域デイサービス事業中央型において週 1 回、高齢男性を対象とした「いちまん男塾」を実施し、介護予防運動や健康講話などを行っている。	○高齢男性の中には、退職後に職場を始めとした周囲とのつながりを失うことで、地域において孤立してしまう方もいる。 ○教室の参加機会を捉えて、男性の健康状態を把握し、必要時には適切な機関へつなぐ等の接点として機能させることができる。
70	介護長寿課	認知症総合支援事業	・認知症の家族がいる方や、認知症に関心のある方、介護従事者など、地域で認知症に関心を持つ住民が気軽に集まれる認知症カフェを開設することにより、気分転換や情報交換のできる機会を提供する。	○認知症の当事者やその家族のみならず、介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる場を設けることで、支援者相互の支え合い（※）の推進に寄与し得る。 ※支援者への支援は、新しい自殺総合対策大綱において重点項目の 1 つとされている。
71	介護長寿課	認知症サポーター養成事業	・誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成する。	○認知症の家族にかかる負担は大きく、介護の中で共倒れとなったり心中が生じたりする危険性もある。 ○サポーターにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、サポーターがそうしたリスクの早期発見と対応等、気づき役としての役割を担えるようになる可能性がある。
72	介護長寿課	養護老人ホームへの入所	・65 歳以上で経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者への入所手続き	○老人ホームへの入所手続きの中で、当人や家族等と接触の機会があり、問題状況等の聞き取りができれば、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる接点ともなりうる。

No.	1. 担当部署	2. 事業名	3. 事業概要	4. 自殺対策の視点
73	こども未来課	子ども・子育て支援事業	・子ども、子育て支援事業計画の推進を図る。	○子ども・子育て支援事業と自殺対策とを連動させることにより、妊産婦や子育て世帯への支援強化を図ることができる。
74	こども未来課	子育てひろば事業	・子育て親子(妊娠中の者を含む)の交流の場の提供や子育てに関する相談、子育て関連情報の提供、助言等を実施し、子育て中の親の孤独感や不安感の解消及び子どもの健やかな育ちを支援する。	○周囲に親類・知人がいない場合、子育てに伴う過度な負担が夫婦（特に妻）にかかり、自殺のリスクが高まる恐れもある。 ○保護者が集い交流できる場を設けることで、そうしたリスクの軽減に寄与し得るとともに、危機的状況にある保護者を発見し早期の対応につなげる接点にもなり得る。
75	こども未来課	ファミリー・サポート・センター運営事業	・乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う。	○会員を対象にゲートキーパー研修を実施することで、子育てに関連する悩みや自殺リスクの把握についての理解が深まり、必要時には専門機関の支援につなげるなど、気づき役やつなぎ役の役割を担えるようになる可能性がある。
76	こども未来課	親子通園事業	・心身に発達心配のある幼児（障がいのある幼児を含む）を対象に親子で通園し、日常生活の指導や親子関係を育て、子どもの心身の発達を促すとともに、親同士の交流を深める。	○発達障害を抱えた人や家族は、日常生活で様々な生きづらさを抱え、自殺リスクの高い方もいる。 ○そうした方の抱える問題を把握し、適切な支援機関につなぐ機会にもなり得る。
77	こども未来課	放課後児童クラブ事業	・保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図る	○放課後児童クラブの利用を通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会が多々あり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握する接点になり得る。 ○放課後児童クラブの職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、問題を抱えている保護者や子どもがいた場合には、その職員が必要な機関へつなぐ等の対応が取れるようになる可能性がある。

No.	1. 担当部署	2. 事業名	3. 事業概要	4. 自殺対策の視点
78	こども未来課	子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	・ 児童を養育する保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、当該児童につき、一時的に養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図る。	○子どもの一時的な預かりは、家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、必要に応じて支援を提供していくための契機となり得る。
79	こども未来課	児童扶養手当措置事業	・ 児童扶養手当の支給	○家族との離別・死別を経験している方は自殺のリスクが高まる場合がある。 ○扶養手当の支給機会を、自殺のリスクを抱えている可能性がある集団との接触窓口として活用し得る。
80	こども未来課	ひとり親家庭等医療費助成事業	・ ひとり親家庭等医療費の助成	○ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、また孤立しがちであるなど、自殺につながる問題要因を抱え込みやすい。 ○医療費の助成時に当事者との直接的な接触機会があれば、彼らの抱える問題の早期発見と対応への接点になり得る。
81	こども未来課	ひとり親家庭等日常生活支援事業(県事業。市は事務処理のみ。)	・ 登録されたヘルパーを派遣し、一時的な保育や日常生活の支援を行う。	○家庭生活支援員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺対策の視点も加えて、支援を必要とするひとり親の早期発見と必要な支援先へのつなぎ等の対応の強化につながり得る。 ○家庭生活支援員から必要と思われる対象者に、相談先一覧のリーフレット等の資料を配布してもらうことで、生きることの包括的支援に関わる情報を直接届けていくことができる。

No.	1. 担当部署	2. 事業名	3. 事業概要	4. 自殺対策の視点
82	こども未来課	母子家庭生活支援事業	・ひとり親家庭の生活の安定を図り、子どもの健やかな成長を保障するため、民間アパート等を借り上げ、生活を支援しながら、専任のコーディネーターが就労支援、家計管理の助言指導、学習支援、技術力の向上、弁護士相談への案内など、トータルサポートを行います。	○母子家庭は経済的困窮をはじめ様々な困難を抱えて、自殺リスクが高い場合も少なくない。 ○事業に係る問い合わせ等を通じて、そうした家庭を把握するとともに、心理的なサポートも含めた支援を継続的に行うことで、自殺リスクの軽減にもつながり得る。
83	こども未来課	母子家庭等自立支援給付金事業	・自立支援教育訓練給付金(母子家庭の母又は父子家庭の父が、就職に有利な資格を取得するために、対象となる教育訓練を受講し、修了した場合に、給付金を支給) ・高等職業訓練促進給付金等(母子家庭の母又は父子家庭の父が、半年以上養成機関で修業し、就職に有利な資格を取得することを促進するとともに、生活の負担を軽減するため、給付金を支給)	○それぞれの給付金申請時に申請者とやりとりができるのであれば、自殺のリスクを抱えた方を把握して、支援へとつなげる接点になり得る。
84	こども未来課	母子父子寡婦福祉資金貸付事業(県事業。市は事務処理のみ。)	・母子家庭及び父子家庭並びに寡婦が経済的に自立し、安定した生活を送ることができるよう、修学資金をはじめ12種類の貸し付けを行う。	○貸付の前後で、保護者と対面でやりとりする機会があれば、自殺リスクを早期に発見し、他機関と連携して支援を行っていく上での契機になり得る。
85	こども未来課	糸満市子供の未来支援事業(貧困緊急対策)	・子どもの貧困対策支援員が、子どもの貧困に関する各地域の現状を把握し、学校や学習支援施設、居場所づくりを行うNPO等の関係機関との情報共有や子どもを支援につなげるための調整を行う。また、安全で清潔な居場所において、食事支援、生活支援、学習支援等の支援を行う。	○子どもへの学習支援や関わりを通じて、当人のみならず保護者の抱える問題や家庭の状況等を把握する貴重な機会となり得る。 ○関係機関同士で情報共有ができれば、必要時にはアウトリーチを行ったり、支援先へとつなぐ等、支援の糸口にもなり得る。 ○居場所の提供は、工夫次第で子どもの生きることの足場を支えるもの(生きることの促進要因への支援)にもなり得る。 ○居宅を訪問し、弁当や食材を提供する機会を通じて、当人のみならず、家庭の状況等を把握する機会になり得る。

No.	1. 担当部署	2. 事業名	3. 事業概要	4. 自殺対策の視点
86	こども未来課	要保護児童対策事業 家庭児童相談事業 子ども家庭総合支援拠点事業 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (こども家庭センターの運営)	・母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援、こどもと子育て家庭（妊産婦を含む）の福祉に関する包括的な支援を、切れ目なく提供する。	○子育て中の保護者からの育児に関する各種相談に、様々な専門機関と連携しながら応じることで、危機的状況に陥る前に家庭の問題を発見し、対応することが可能となり、それは自殺リスクの軽減にもつながり得る。 ○子どもへの虐待は、家庭が困難な状況にあることを示す一つのシグナルであるため、保護者への支援を通じて問題の深刻化を防ぎ、自殺リスクの軽減にもつながり得る。 ○被虐待の経験は、子ども自身の自殺リスクや成長後の自殺リスクを高める要因にもなるため、子どもの自殺防止、将来的な自殺リスクを抑えることにおいても、児童虐待防止は極めて重要である。
87	こども未来課	困難な問題を抱える女性支援推進等事業	・女性相談支援員を配置し、主に子育て中の母からの相談に対し、相談対応、要保護性・緊急性のある相談者への安全確保のための支援、新たな生活再建に向けて、一連の支援の流れが切れ目なく展開されるよう、必要な対応を行う。	○DV 被害者は、一般的に自殺リスクの高い方が少なくない。 ○DV 被害者の支援にあたる職員に、ゲートキーパー養成講座を受講してもらうことにより、必要に応じて適切な機関へつなぐ等の対応について一層の理解を深めてもらうことで自殺リスクを抱えた人への支援の拡充を図れる。
88	保育こども園課	利用者支援事業	・利用者支援員を配置し、保育を必要としている世帯の相談に応じ、それぞれのニーズに合ったサービスの情報を提供することで保護者の選択肢を増やすとともに、待機児童の減少を図る。	○利用者支援員にゲートキーパー研修を実施することで、保護者から相談があった場合には適切な機関につなぐ等、利用者支援員が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
89	保育こども園課 学校教育課	幼小連携事業	・保育園、こども園、小学校間で連携し、スムーズな移行を図るとともに、希望や目標をもって各学校に入学し、それぞれの学校生活にスムーズに移行できる児童を育てることを目的とする。	○保育園、こども園、小学校間で、児童生徒の家族の状況等も含めて情報を共有できれば、自殺のリスクを抱える家庭を包括的・継続的に支援することができる。

No.	1. 担当部署	2. 事業名	3. 事業概要	4. 自殺対策の視点
90	保育こども園課	保育の実施 (保育園、こども園など)	・保育園、こども園などによる保育・育児相談の実施・保護者による家庭保育が困難な乳幼児の保育に関する相談	○保育士にゲートキーパー研修を実施することで、保護者の自殺リスクを早期に発見し、他の機関へとつなぐ等、保育士が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
91	保育こども園課	保育料等納入促進事業	・保育所等による保育料納入勧奨指導(保育所長等により、催告状や口座振替不能の際の納入通知書を保護者へ手渡すとともに、滞納者への保育料の納入を呼びかける。(委託)) ・納入しやすい環境整備(保育料の滞納縮減に努めるとともに、納入しやすい環境を整える。) ・滞納整理の強化(保育料等収納嘱託員による滞納者の実態調査や夜間訪問を実施し、収納業務を強化する。)	○保育料を滞納している保護者の中には、生活上の様々な問題を抱えて払いたくても払えない状態、かつ、必要な支援につなげていない方もいると思われる。 ○収納担当の職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、そうした保護者に気づいた時には適切な機関へとつなぐ等、収納担当職員が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
92	保育こども園課	巡回支援専門員整備事業	・教育・保育施設等に巡回支援をし、障がいがある「気になる」段階から支援を行うための体制整備を図り、発達障がい児等の支援の充実、また、その家族への支援を行うとともに、インクルージョンを推進する。	○「気になる子」を親類・知人がいない状況等で「孤育て」することに伴う過度な負担による自殺のリスクが高まる恐れもある。 ○発達相談や育児相談の場を設けることで、そうしたリスクの軽減に寄与し得るとともに、危機的状況にある保護者を発見し早期の対応につなげる接点にもなり得る。
93	観光・スポーツ振興課	スポーツイベント開催に関する業務	・市民がスポーツに親しみ生涯にわたりスポーツ活動を通じて健康でたくましい心と身体づくりを促進するため、各種スポーツイベント等を開催する。 (地域巡回スポーツ教室、中学校体育大会、市民体育大会、プロスポーツキャンプ観戦、いとまん平和マラソンなど)	○スポーツイベントを通じて、心身の健康づくりや生きがいづくりに取り組むとともに、家族や世代間、地域の人たちとの交流を深め、相互の親睦と融和を図る。

No.	1. 担当部署	2. 事業名	3. 事業概要	4. 自殺対策の視点
94	商工水産課	雇用に関する業務 商工業の振興に関する業務	・ 県や商工会等が実施する事業者向けセミナーや専門家の派遣によるアドバイス、市民向けの雇用労働に関する相談会等の開催周知を行う。	○経営改善に関する知識の取得や労働環境及び雇用に関する相談機会が得られることで、経済的負担や精神的不安の改善が図られ、包括的な自殺対策となる。また、相談機会により自殺リスクをキャッチすることで適切な支援先に繋ぐことができる。
95	商工水産課	商工業の振興に関する業務	・ 国や県等が実施している各種金融サポートや補助制度についての周知案内を行う。	○融資の相談機会を通じて、企業の経営状況を把握するとともに、経営難に陥り自殺のリスクの高まっている経営者の情報をキャッチし、適切な支援先へとつなげる等の機能を果たし得る。
96	まちづくり課	住宅使用料	・ 都道府県と協力し、県営及び市営住宅に相談員を配置したり、段差の解消等に配慮した高齢者向けの住宅を設置するなど、高齢者の暮らしやすい住宅を確保する。	○独居高齢者は一般的に自殺のリスクが高いため、変化に気づき、然るべき支援先につなげる上での窓口を担えるようになる可能性がある。 ○そのため相談員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
97	まちづくり課	市営住宅建設事業	・ 住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的に市営住宅を建設する。	○住居は生活の基盤であり、その喪失は自殺リスクを高める。 ○市営住宅への入居に際して申請対応等を行う職員に、ゲートキーパー研修を受講してもらうことで、入居申請者の中に様々な困難を抱えた住民がいた場合には、その職員が他機関へつなぐ等の対応をとれるようになる可能性がある。
98	まちづくり課	市営住宅管理費	・ 市営住宅の管理事務・公募事務を行う。	○市営住宅の居住者や入居申込者は、生活困窮や低収入など、生活面で困難や問題を抱えていることが少なくないため、自殺のリスクが潜在的に高いと思われる住民に接触するための、有効な窓口を担えるようになる可能性がある。

No.	1. 担当部署	2. 事業名	3. 事業概要	4. 自殺対策の視点
99	まちづくり課	住宅使用料 滞納分	・市営住宅の滞納使用料の効率的収納と自主納付を促進し、住宅使用料収納率の向上を図るため、まちづくり課に市営住宅使用料徴収員を設置する。	○家賃滞納者の中には、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあったりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。 ○相談を受けたり、徴収を行う職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
100	建設課	道路維持管理費 (経常分)	・道路使用の適正化指導に関する事務(道路を不法に占拠するホームレスへの対応等)	○ホームレスの方は自殺のリスクが高い方が少なくない。 ○道路を不法に占拠するホームレスを必要な支援へつなぐなど、自殺リスクの高い層にアウトリーチするための施策としても重要である。
101	建設課	公園管理費(経常分) 都市公園施設整備事業	・都市公園の管理に関する事務 ・都市公園施設の維持補修に関する事務 ・都市公園等の整備に関する事務	○糸満市内の都市公園における実態分析の情報を共有するとともに、具体的な連携方法(巡回等)の検討が必要となる。 ○都市公園の樹木や雑草が繁茂していたり、遊具が壊れていたりと自殺のリスクを高めるため自殺のリスクを高めないようにするため適正に管理する。 ○自殺のリスクを減じるため周りから見やすい公園の整備を実施する。
102	建設課	公園管理費(経常分)	・自然環境の保護を図るため、みどりの遊歩道の維持管理を行う。	○指定管理者がみどりの遊歩道の巡視を行う際に、自殺事案の発生や可能性等がないか状況確認を行うことにより、事案発生を防ぐ手だてを取り得る。 ○みどりの遊歩道内の樹木を見通しが良くなるように管理することにより、自殺が発生しづらい環境を作る。

No.	1. 担当部署	2. 事業名	3. 事業概要	4. 自殺対策の視点
103	水道部総務課	水道料金徴収業務	・料金滞納者に対する料金徴収（督促）事務 ・給水停止執行業務	○水道使用料を滞納している人への督促業務等において、職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、問題を抱えて生活難に陥っている家庭に対して、職員が必要に応じて他機関へつなぐ等の対応を取れるようになる可能性がある。 ○滞納者に対する水道料金督促状等に、生きる支援に関する相談先情報を掲載することで、住民に対する情報周知を図れる。
104	教育総務課	教育委員会教育総務課管理事務費	・労働安全衛生法に基づき、学校職員等のストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止を図る。	○ストレスチェックの結果を活用することで、児童生徒の支援者である教職員に対する支援(支援者への支援)の強化を図ることができる。
105	生涯学習課	市民講座開催事業	・市民の教養・生活に必要な学習機会の提供や趣味、レクリエーションなど生きがいづくりのきっかけとなる講座を開催。	○市民講座の中で、悩み事相談ができるサイトやチャット・掲示板を紹介する講座を開催し、自殺予防に努める。
106	生涯学習課	サークル活動支援	・継続したサークル活動の支援。	○サークル団体へ、特殊詐欺防止対策や介護予防の講話などを提供し、自殺要因の除去につなげる。
107	生涯学習課	地域学校協働活動推進事業	・小中学校にコーディネーターを配置し、学校の要請に応じて地域住民等のボランティアを派遣し、学校教育活動を支援する。コーディネーターの研修会を開催し、スキルアップを図る。 ・ボランティア名簿を作成し、活動の更なる活性化を図る。	○コーディネーターに対する研修会の際に、青少年の自殺の現状と対策(生きることの包括的支援)について情報提供を行うことで、現状と取組についての理解促進を図れる。
108	生涯学習課	放課後子ども教室推進事業	・放課後等の教室・校庭・体育館など学校施設を有効に活用し、様々な活動を実施する。	○講師やサポーターを対象にゲートキーパー研修を行うことで、子どもに対する見守りの強化と、問題の早期発見・早期対応を図れるようになる可能性がある。

No.	1. 担当部署	2. 事業名	3. 事業概要	4. 自殺対策の視点
109	生涯学習課	生涯学習管理事務費（各種団体補助金） 姉妹都市・友好都市青少年交流事業 成人式典開催事業	・新たなコミュニティの形成や地域交流の下地となる。（糸満市子ども会育成連絡協議会補助金・糸満市青年団協議会補助金・糸満市女性連合会補助金・糸満市PTA連合会補助金） ・成人に達した若年者の門出を祝福し、大人としての自覚を促す。（糸満市二十歳を祝う式典実行委員会補助金） ・姉妹都市・友好都市との交流により青少年の健全育成とリーダー育成に資する。（糸満市青少年交流事業実行委員会補助金）	○薬物を乱用している若者の中には、様々な問題を抱えて自殺リスクの高い子もいる。 ○各種団体の役員等にゲートキーパー研修等を受講してもらうことで、そうした自殺リスクの高い若者の早期発見・早期対応を図れるようになる可能性がある。
110	生涯学習課	図書館の管理	・住民の生涯学習の場としての読書環境の充実 ・映画会・お話し会等の開催など教育・文化サービスの提供	○自殺予防のポスター掲示、リーフレットの配布 ※「認知症」について関係課と連携し特集展示を行っており、自殺対策強化月間等での関係課との連携は可能。 ○気になる子の見守り、赤ちゃんおはなし会等で育児に悩む親子を子育て支援機関へつなげる場としている。
111	学校教育課	小中連携事業	・小学校、中学校間で連携し、スムーズな移行を図るとともに、希望や目標をもって各学校に入学し、それぞれの学校生活にスムーズに移行できる児童生徒を育てることを目的とする。	○小学校、中学校間で、児童生徒の家族の状況等も含めて情報を共有できれば、自殺のリスクを抱える家庭を包括的・継続的に支援することができる。
112	学校教育課	教育に関する調査研究・会議や連絡会の開催等（スクールカウンセラー配置事業および教育相談員配置事業）	・不登校対策として、スクールカウンセラーの配置や教育相談室相談員との連携強化を図る。	○不登校の子どもは本人自身のみならず、その家庭も様々な問題や自殺リスクを抱えている可能性もある。 ○そうしたリスクに対して、スクールカウンセラーや専門相談員と連携することで、児童生徒の家庭の状況にも配慮しながら、連携して問題解決へとつなげることが可能になり得る。

No.	1. 担当部署	2. 事業名	3. 事業概要	4. 自殺対策の視点
113	学校教育課	スクールソーシャルワーカー活用事業	・社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、さまざまな課題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る。	○さまざまな課題を抱えた児童生徒自身、及びその保護者等が自殺リスクを抱えている場合も想定される。 ○スクールソーシャルワーカーによる関係機関とも連携した包括的な支援は、児童生徒や保護者の自殺リスクの軽減にも寄与し得る。
114	学校教育課	不登校児童生徒支援事業	・不登校児童生徒(公立学校に通う小中学生)を対象にした適応指導教室を設置 ・不登校児童生徒の集団再適応、自立を援助する学習・生活指導等の実施 ・不登校児童生徒の保護者に対する相談活動の実施	○適当指導教室の指導員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺リスクの把握と対応について理解が深まり、不登校児童生徒の支援の拡充につながる可能性がある。 ○ゲートキーパー研修受講により、不登校児童生徒の保護者から相談のあった場合に、指導員が必要に応じて適切な機関へつなぐ等の対応をとれるようになる可能性がある。
115	学校教育課	教育相談（いじめ含む）	・子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、教育相談員（心理）が対面で受け付ける。また、仕事の都合や家庭の事情等で来室できない場合には、電話相談も行う。	○学校以外場で専門の相談員に相談できる機会を提供することで、相談の敷居を下げ、早期の問題発見・対応に寄与し得る。 ○教育相談に訪れた保護者にリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることもできる。
116	学校教育課	いじめ防止対策事業	・フォーラムの開催や、各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、個別支援等を通じて、いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発予防を図る。	○いじめは児童生徒の自殺リスクを高める要因の1つであり、いじめを受けている児童生徒の早期発見と対応を行うだけでなく、いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう、SOSの出し方教育を推進することで、児童生徒の自殺防止に寄与し得る。 ○フォーラム開催時や個別支援時に、リーフレットを児童生徒に配布することで、いじめにあった際の相談先の情報等を周知できる。

No.	1. 担当部署	2. 事業名	3. 事業概要	4. 自殺対策の視点
117	学校教育課	校内自立支援室事業	・学校内にある空き教室等を活用し、当事業により配置する学習支援員及び教職員が、不登校児童生徒、及び登校できるが教室に入れない児童生徒等に対し、多様な学習の機会を確保し、児童生徒の社会的自立を促す。	○不登校の子どもは当人だけでなく、その家庭も様々な問題を抱えている可能性がある。 ○児童生徒の家庭状況にも配慮しながら、問題を察知した場合には適切な機関につないでもらう等、ボランティアが気づき役、つなぎ役としての対応をとれるようになる可能性がある。
118	学校教育課	就学に関する事務	・特別に支援を要する児童・生徒に対し、関係機関と協力して一人ひとりの障害及び発達の状態に応じたきめ細かな相談を行う。	○特別な支援を要する児童・生徒は、学校生活上で様々な困難を抱える可能性が想定される。 ○各々の状況に応じた支援を、関係機関が連携・展開することで、そうした困難を軽減し得る。 ○児童・生徒の保護者の相談にも応じることにより、保護者自身の負担感の軽減にも寄与し得る。
119	学校教育課	就学援助制度と特別支援教育就学奨励費補助に関する事務	・経済的理由により、就学困難な児童・生徒に対し、給食費・学用品等を補助する。 ・特別支援学級在籍者で、世帯収入が一定額以下である方に対し、就学奨励費の補助を行う。	○就学に際して経済的困難を抱えている児童・生徒は、その他にも様々な問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えている可能性が考えられる。
120	学校教育課	地域子ども育成会議	・次代の地域を担う子どもを住民全体で育成するため、住民会議を設置し、青少年の健全育成活動を推進する。(住民会議(年3回)、企画運営委員会(年4回)、校区青少年健全育成組織会長等研修会の実施)(明るく楽しい学校づくり地域大会、子どものつどい、心の扉を開く家庭づくり講座の開催)	○関連の会議のなかで、青少年の自殺の現状と対策（生きることの包括的支援）について情報提供を行うことにより、現状と取組についての理解を深めてもらう機会となり得る。

No.	1. 担当部署	2. 事業名	3. 事業概要	4. 自殺対策の視点
121	学校教育課	青少年教育事務	・ 青少年の豊かな人格形成や指導者の資質の向上を図る各種講習会の開催	○ 青少年層は学校や会社等でのつながりが切れてしまうと、社会との接点を喪失し孤立化する危険性が高い。 ○ 青少年たちの集える場や機会の創設・運営を支援することで、自殺のリスクを抱えかねない青少年との接触を図れる可能性がある。
122	学校教育課	青少年センターの運営 (中高生向け活動支援、居場所提供等)	・ 中高生の活動支援・居場所提供・中高生担当指導員との日常的な関わりの実施	○ 中高生向けの学習支援は、彼らに放課後の居場所を提供することにもつながる。 ○ 中高生との日常的な関わりを通じて、家庭の状況等を含めた問題の把握ができれば、困難な状況にある若年層を支援する上での有効な窓口として機能し得る。
123	警防課	自殺対策研修及び支援	・ 救急等の活動上必要な研修等による知識と技術の向上を図るとともに、自殺未遂者や関係者等に対する予防対策を行う。	○ 職員研修の中で自殺未遂者への対応方法等についての講義等を設けることができれば、自殺リスクを抱えた人への支援の充実につながり得る。 ○ 救急等の出動の際に、自殺対策に関連する相談窓口の情報が掲載されたリーフレットを本人や関係者に手渡すなどにより、何らかの支援につなげるための情報の提供、継続的な支援への接点となり得る。
124	警防課	自殺者対策救急事後検証会	・ 自殺者・未遂者搬送症例を抽出し関係機関への情報提供を行うことにより、自殺者の予防を目指す。	○ 救急事後検証の中に自殺未遂のケースも含めることにより、初期対応につながり得る。
125	警防課	自殺予防パンフレットの配布	・ 自殺予防パンフレットを救急等の出動時等に配布することで、一人でも多くの自殺未遂者や関係者等への問題啓発を図り、自殺防止に努める。	○ 啓発用リーフレットの配布を通じて、地域の支援機関等の資源について自殺未遂者や関係者等に情報周知を図ることができる。

第6章 推進体制

1 庁内における推進体制

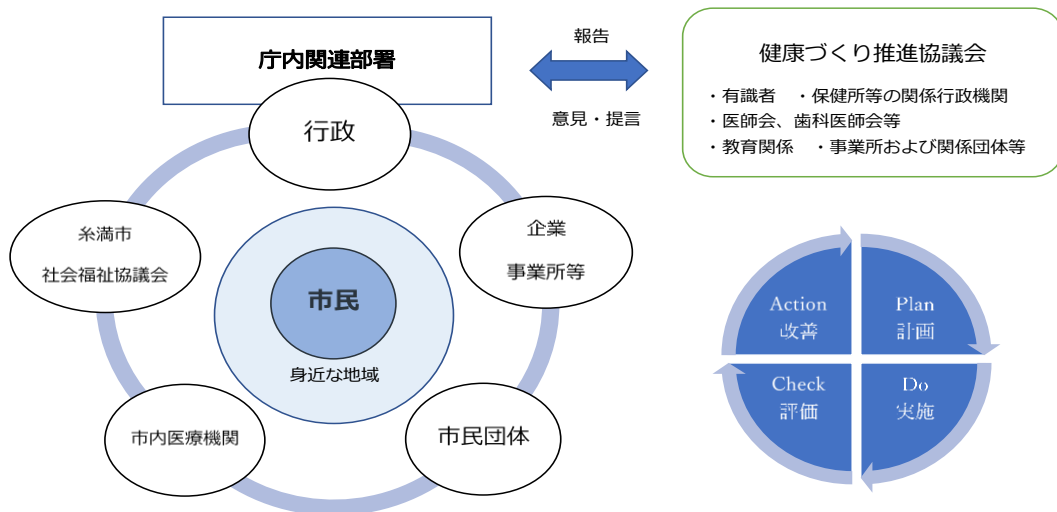
自殺対策は保健、医療、福祉、教育、労働、法律等との連携の下、切れ目のない支援体制を構築することが必要です。そのため、庁内各分野の部署と連携し、総合的かつ効果的に自殺対策を推進します。

2 地域及び関係機関や団体との連携

計画の推進にあたっては、医療機関、社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会等と相互に連携を図る必要があります。そのため、各団体の取組を進めていくとともに、市の広報紙やパンフレット等を適切な機会を活用し、地域や関係機関等へ広く周知し、連携に努めます。

3 計画の点検・評価

本計画の推進にあたっては、計画の進捗管理が重要となります。また、大綱において「地域レベルの実践的な取り組みはPDCAサイクルを通じて推進する」とされています。そのため、自殺の現状や各事業の取組状況を点検・評価し、その結果について「糸満市健康づくり推進協議会」において報告し、協議会の意見・提言を受け計画を推進します。



4 今後の展望

本計画に基づく各自殺対策に関わる取組を推進することで、本市における自殺対策施策の質を向上させ、潜在的なこころの悩みを抱える者をより早期に発見し、関係機関とつなげ支援することができる「誰も自殺に追い込まれることのない糸満市の実現」を実践していきます。また、自殺対策や精神保健について正しい理解を広め、市民のみなさん一人ひとりが自殺対策を進めていく中での重要な役割を担う一員であるということを伝えられるよう活動に取り組みます。

糸満市役所
市民健康部 健康推進課
TEL : 098-840-8126
FAX : 098-840-8154